

第3次 稚内市食育推進計画(素案)

稚 内 市

— 目 次 —

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 食育の定義	2
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	3
5 計画の推進体制	3

第2章 稚内市における現状と課題

前 段	4
1 心身ともに健康な食生活の実現	5
《推進施策1》 家庭における食育の推進	5
《推進施策2》 幼稚園及び保育所等における食育の推進	10
《推進施策3》 学校における食育の推進	
《推進施策4》 地域における食育の推進	15
2 食の安全・安心の実現	24
《推進施策1》 生産者と消費者の交流を通じた食育の推進	24

第3章 目標

1 基本目標	31
2 重点目標	32
3 計画体系図	34
具体的な施策における主な事業内容について	35

第4章 食育推進のための施策展開

【重点目標Ⅰ】心身ともに健康な食生活の推進 …………… 41

- 推進施策1 家庭における食育の推進 …………… 41
 - (1) 食育に関する情報提供
 - (2) 妊産婦や乳幼児に対する食育の推進
 - (3) 成人に対する食育の推進
 - (4) 高齢者に対する食育の推進
- 推進施策2 幼稚園及び保育所等における食育の推進 …………… 44
 - (1) 幼稚園及び保育所給食を活用した食育の推進
 - (2) 食育体験活動
- 推進施策3 学校における食育の推進 …………… 45
 - (1) 体験学習・活動を通じた食育の推進
 - (2) 学校給食を活用した食育の推進
 - (3) 栄養教諭による食育授業
- 推進施策4 地域における食育の推進 …………… 47
 - (1) 市民への食育啓発
- 重点目標Ⅰ 心身ともに健康な食生活の推進【指標】 …………… 49

【重点目標Ⅱ】食の安全・安心の推進 …………… 50

- 推進施策1 食の安全・安心に関する情報提供や教育機会の充実 … 50
 - (1) 食品の安全性等の理解の促進
 - (2) 災害時に備えた食育の推進
- 推進施策2 生産者と消費者の交流を通じた食育の推進 …… 51
 - (1) 多様な体験活動を通じた地元産業の推進
 - (2) 地産地消の推進
- 重点目標Ⅱ 食の安全・安心の推進【指標】 …………… 52

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「食」は、私たちが生涯にわたって、心身ともに健康で生き生きとした生活を支える命の源です。しかし、近年、個人のライフスタイルや価値観の多様化などに伴い、食生活やそれを取り巻く環境は大きく変わってきており、その結果、食習慣の乱れ、栄養の偏りに起因する生活習慣病の増加、子どもたちの朝食の欠食、食事を通じたコミュニケーション機会の減少、食品の安全性の問題、伝統的食文化が失われる危機等、私たちの食生活に大きな影響を及ぼしています。

そのような中、国は、平成 17 年に「食育基本法」を制定、令和3年3月には「私たちが育む食と未来」をコンセプトとした「第4次食育推進基本計画」を策定し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。また、北海道では、平成 31 年3月に「食の力で育む心と身体と地域の元気」をめざす姿とした「第4次北海道食育推進計画(どさんこ食育推進プラン)」を策定し、道内の食育を総合的に推進しています。

本市においても、平成 25 年3月に「第1次稚内市食育推進計画」、平成 30 年 3 月に「第2次稚内市食育推進計画」を策定し、家庭、学校、地域、関係団体等が連携しながら食育の推進に取り組んできました。その結果として、多くの市民が食育に関心を持ち、様々な取り組みを進めているものの、健全な食生活の実践までに至っていないのが現状であり、今後の課題となっています。

現在、国や企業が取り組みを進めているSDGs(持続可能な開発目標)においては、食育と密接に関わる目標が掲げられており、持続可能な社会の実現に向け、食育の取り組みを着実に推進していくことが求められています。さらに、私たちの生活に大きな影響を与えた、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、食育推進においても「新しい生活様式」に対応した取り組みが求められ、在宅時間の増加により、家庭における食育の重要性は高まっていると考えられます。

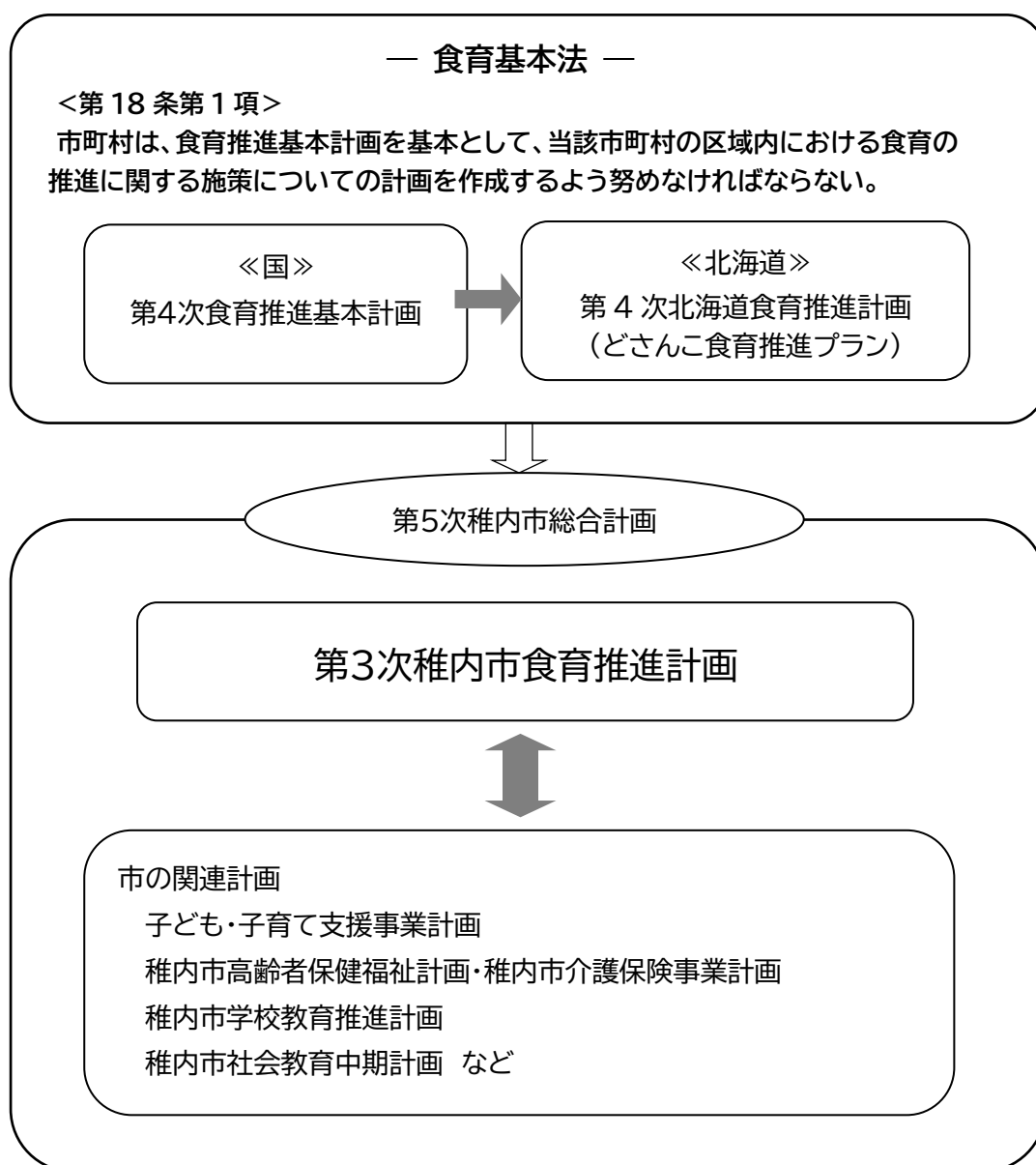
これらの状況とこれまでの取り組みの評価等を踏まえ、様々な課題に対応していくため、第3次稚内市食育推進計画(以下「本計画」という)を策定し、引き続き、食育を推進していきます。

2 食育の定義

食育とは、様々な体験や学習などから「食」に関心を持ち、「食」を選択する力を身につけ、心身ともに健康な食生活を実践できる人を育てることと定義され、生きる上での基本であって、「知育」・「徳育」・「体育」の基礎となるべきものと位置付けられています。

3 計画の位置付け

本計画は、食育基本法第18条の規定に基づく市町村推進計画と位置付け、「食育」を総合的かつ具体的に推進するための指針とします。



4 計画の期間

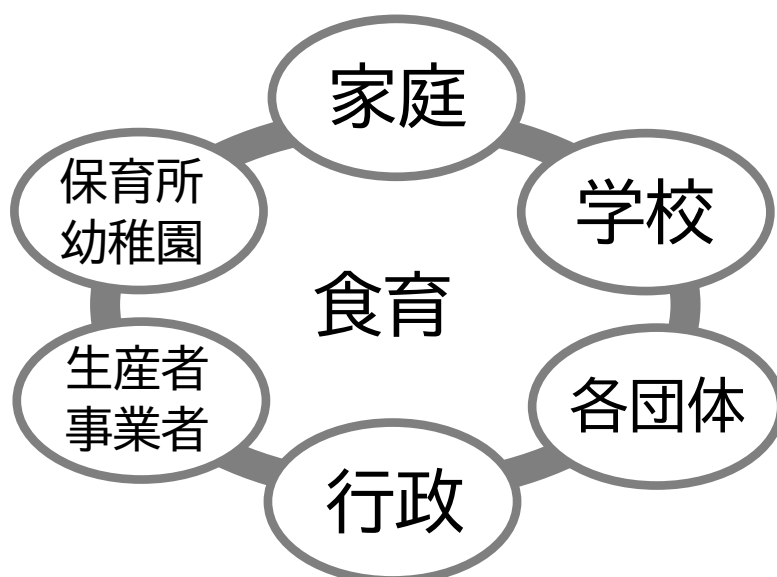
計画の期間は、2023年度から2027年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の大きな変化などにより、見直しが必要となった場合には、計画期間の途中であっても、本計画の内容を見直すこととします。

5 計画の推進体制

食育は、その関係する分野が保健、医療、産業振興、教育など多様であることから、日常の家庭での食生活や学校、地域住民、NPOなどボランティア団体、食材の提供をする生産者など食関連産業及び消費者団体が、食育活動においてそれぞれの役割に応じて活動を行い、情報共有と相互連携を行います。そして、総合的に「食育」を推進するため、市の関係各部署が横断的に体制整備を進めるとともに、関係団体と計画を推進していきます。

《食育推進計画体制のイメージ》



第2章 稚内市における現状と課題

本市の食育を推進していくため、「第2次稚内市食育推進計画」において、「心身ともに健康な食生活の実現」、「食の安全・安心の実現」の2つの重点目標を掲げ、それらの目標に沿った施策を設け推進してきました。

【重点目標Ⅰ：心身ともに健康な食生活の実現】

- 《推進施策》 ①家庭における食育の推進
②幼稚園及び保育所等における食育の推進
③学校における食育の推進
④地域における食育の推進

【重点目標Ⅱ：食の安全・安心の実現】

- 《推進施策》 ①生産者と消費者の交流を通じた食育の推進

また、本計画を策定するにあたり、重点目標に沿った推進施策を基に、市民の食育に対する意識や関心、日常における食生活等の現状と課題を把握するため、「食」に関するアンケート調査を行いました。

<令和4年度に実施したアンケート調査>

名称	食育に関するアンケート調査	
対象	市内在住の18歳以上の市民 〔1,000人を無作為抽出〕	市内小学校5年生、中学校2年生 ※市内小学校11校 221人 市内中学校7校 232人
調査内容	食育に対する意識や関心、日頃の食生活等について	「食ること」についての考え方、普段の生活での取り組みについて
実施時期	9月中旬～10月上旬	9月中旬～10月上旬
調査方法	調査票の郵送(返信用封筒)により回収	タブレット等でWEB上のフォームに回答
回答数	351人	市内小学校11校 176人 市内中学校7校 190人
回答率	35.1%	小学校 79.6%、中学校 81.9%

1 心身ともに健康な食生活の実現

《推進施策1》 家庭における食育の推進

【本市の現状について】

家庭は、食育を推進していく上で基本となるものであり、それぞれのライフステージに応じて食育を実践していく場でもあります。

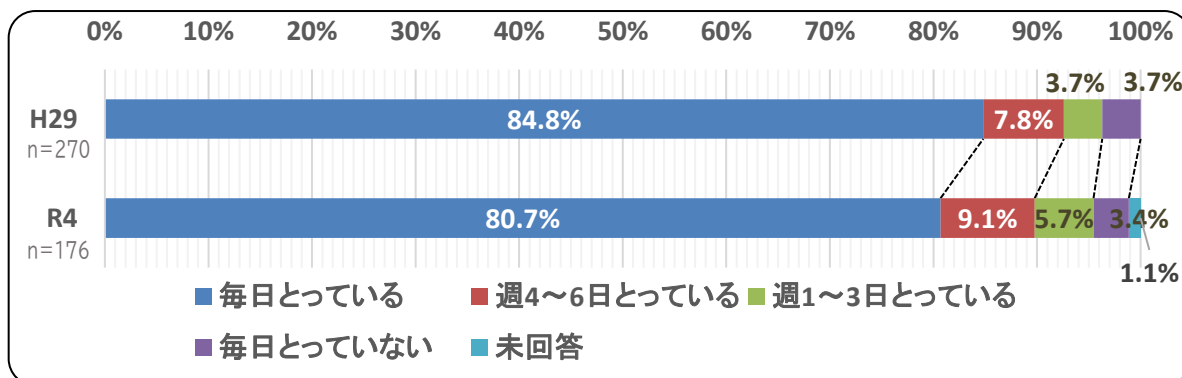
近年、ライフスタイルの変化や共働き家庭の増加、社会環境の変化により、子どもの「孤食」や「栄養の偏り」などが指摘されていますが、アンケート調査では、「共食」という視点で、毎日家族と一緒に食事をとる」と回答したのは、小学5年生では80.7%、中学2年生では81.0%、18歳以上の市民では75.7%という結果でした。また、「毎日朝食を食べている」と回答したのは、小学5年生では82.4%、中学2年生では75.3%、18歳以上の市民では71.8%という結果になりました。

食事のマナーという観点では、小学5年生や中学2年生では食事のときに「いただきます」や「ごちそうさま」のあいさつをしている割合も高く、幼少期からあいさつが習慣づけられていることが伺えます。また、「携帯電話・スマートフォンを見ながら食事をしているか」という質問に対しては、「見ている」「時々見ている」と答えた小学5年生は34.7%、中学2年生では40.0%という結果になり、前回の調査に比べて割合が増えてきています。

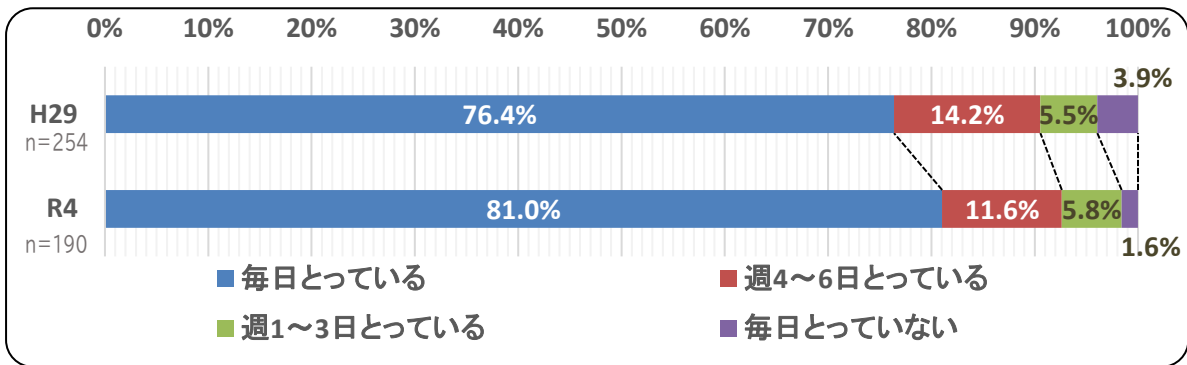
18歳以上の市民に対する「栄養バランスの取れた食事をどれくらい心がけているか」という質問に対しては、64.2%が1日1回以上、栄養バランスの取れた食事を心がけていると回答しています。

■家族と一緒に食事をとっていますか。

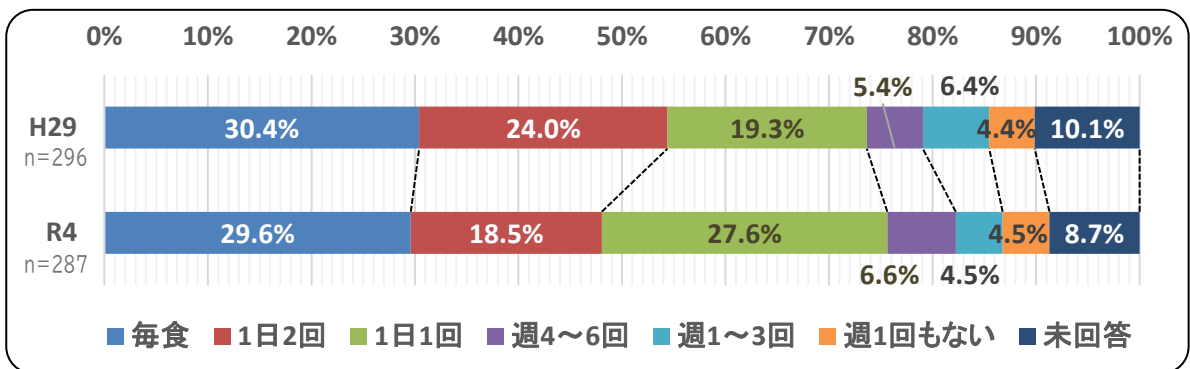
【小学5年生(H29とR4の比較)】



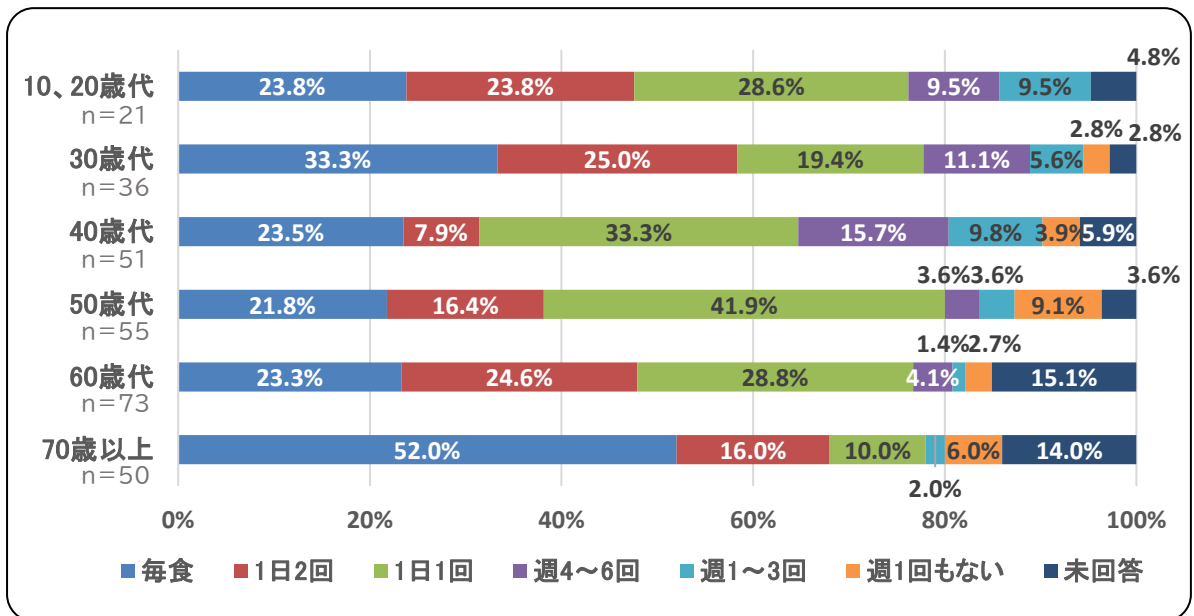
【中学2年生(H29とR4の比較)】



【18歳以上(H29とR4の比較)】

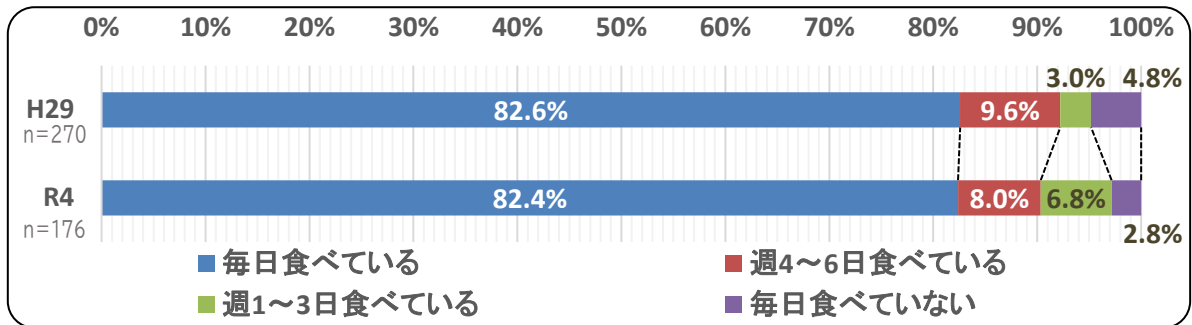


【18歳以上 R4年代別】

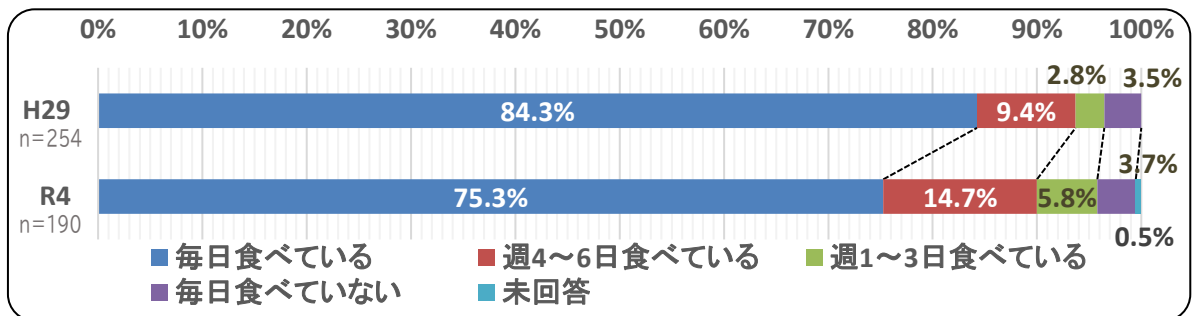


■朝ごはんを毎日食べていますか。

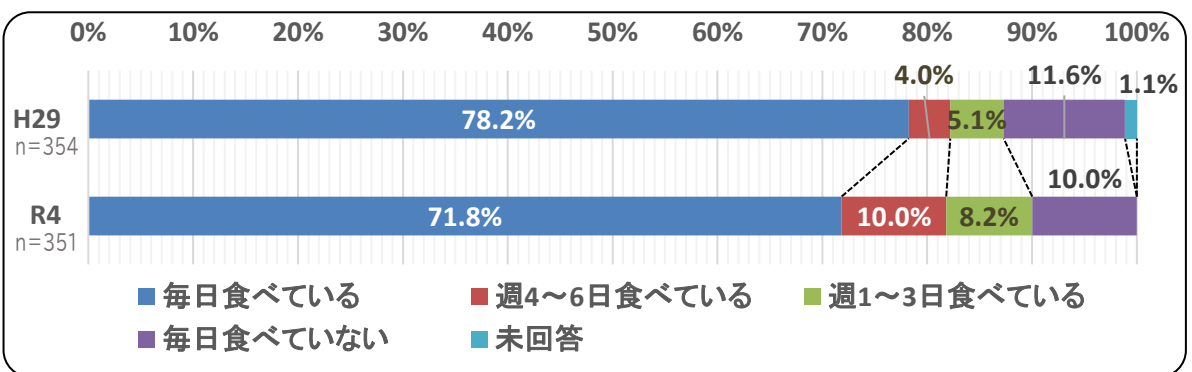
【小学5年生(H29とR4の比較)】



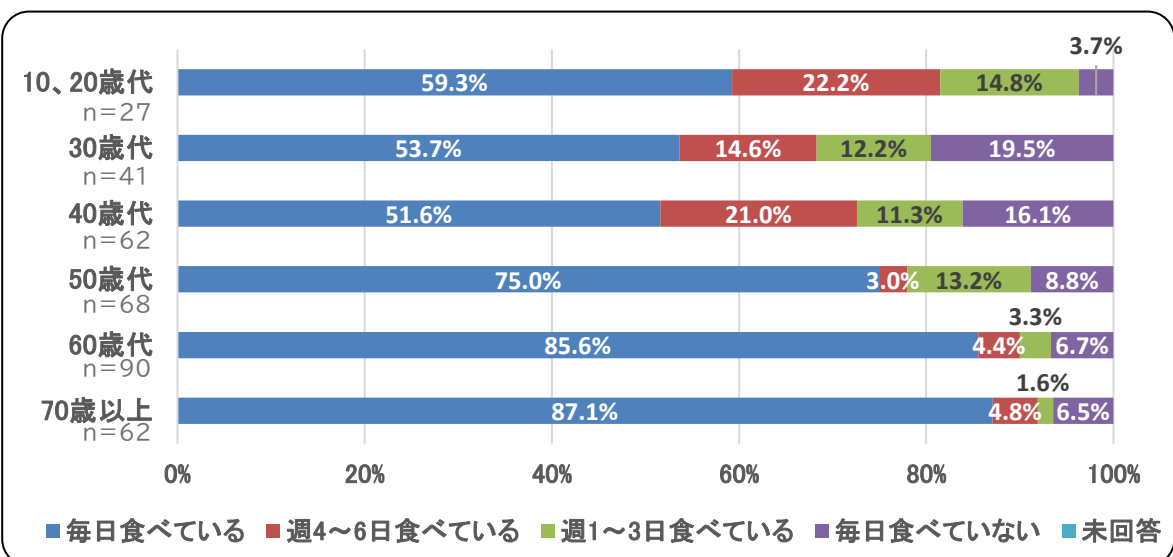
【中学2年生(H29とR4の比較)】



【18歳以上(H29とR4の比較)】

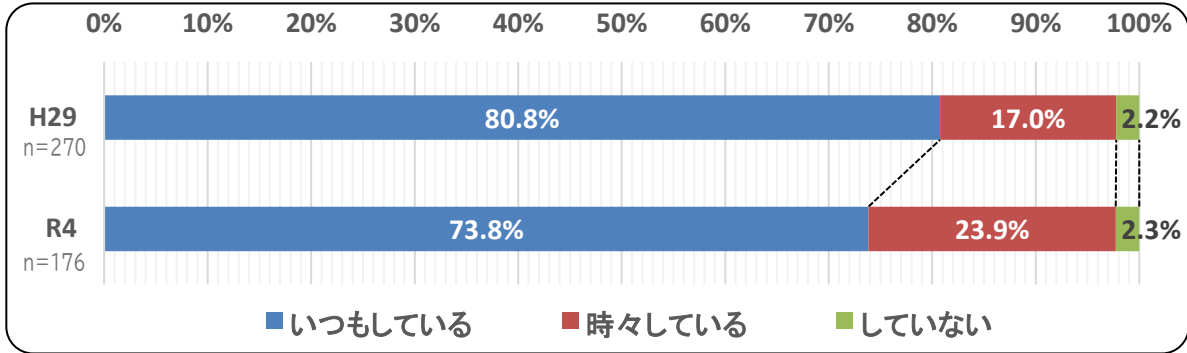


【18歳以上 R4年代別】

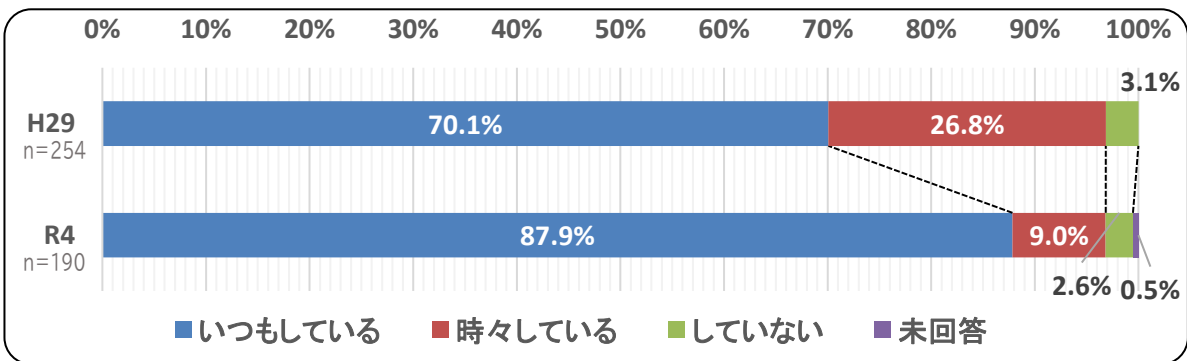


■食事のときにあいさつ(いただきます・ごちそうさま)をしていますか。

【小学5年生(H29とR4の比較)】

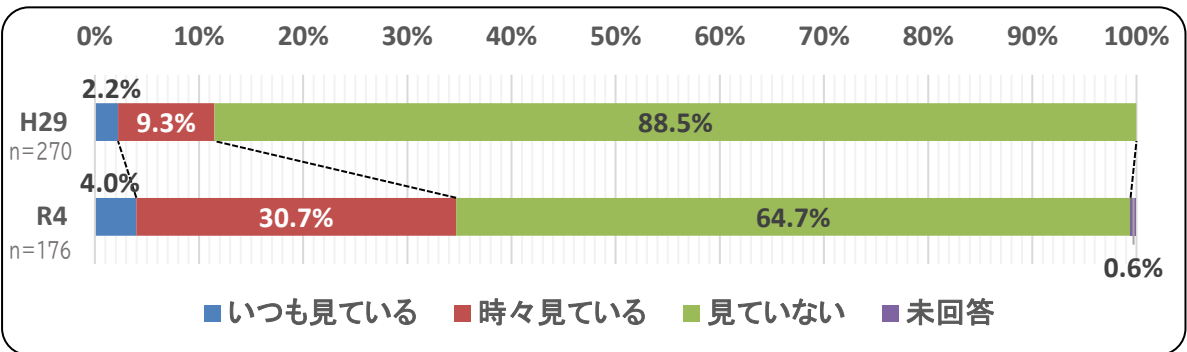


【中学2年生(H29とR4の比較)】

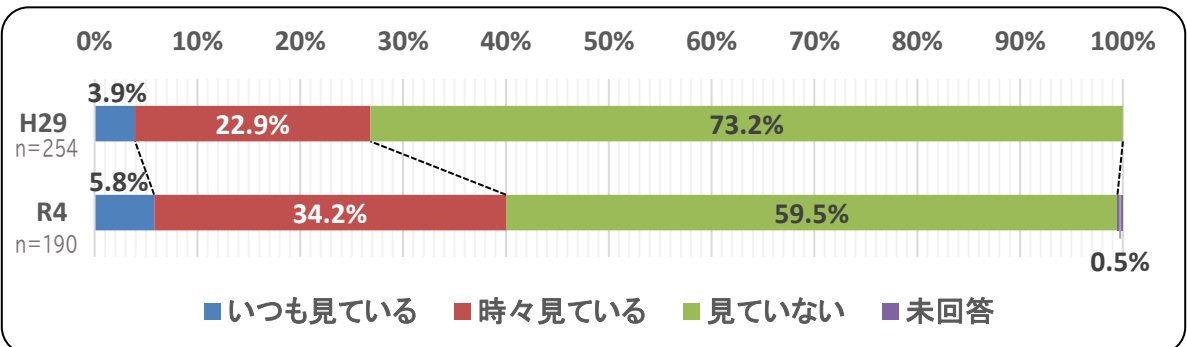


■携帯電話・スマートフォンを見ながら食事をしていますか。

【小学5年生(H29とR4の比較)】

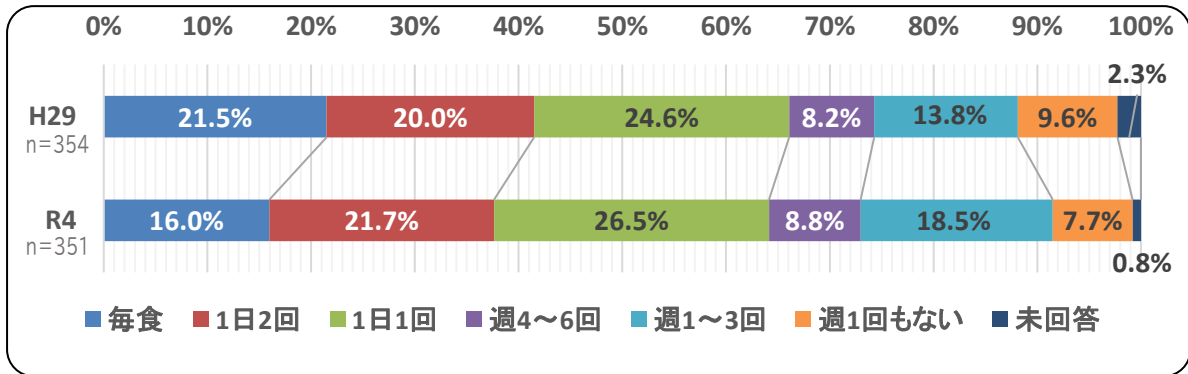


【中学2年生(H29とR4の比較)】

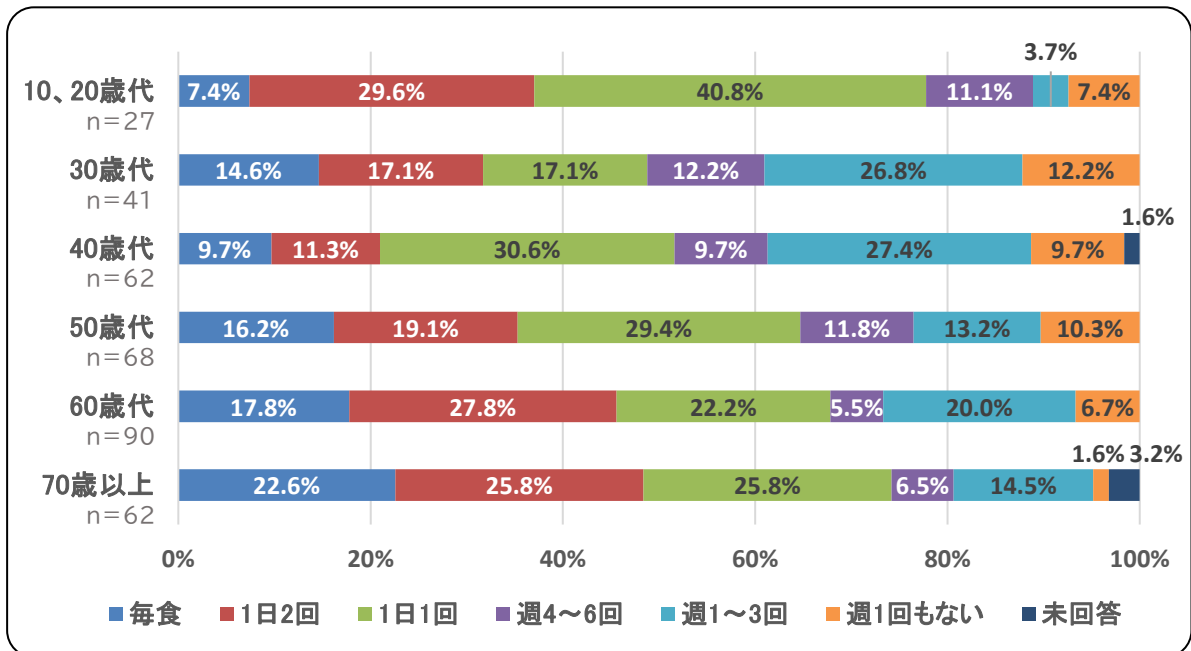


■栄養バランスの取れた食事をどれくらい心がけていますか。

【18歳以上(H29とR4の比較)】



【18歳以上 R4年代別】



【継続した取り組みが必要な課題】

家庭での共食は食育の原点であり、家族と食卓を囲んで食事をする「共食」を通じたコミュニケーションや望ましい食習慣の形成に向けた環境づくりに取り組んでいくことが求められます。また、子どもたちにとって生活習慣を整え、朝食の摂取頻度を高め、健全な食習慣を身に付けることは、学習や体力面においても大きな支えとなることから、本市の「子育て提言」を軸に、「早寝・早起き・朝ごはん」の取り組みを進めていく必要があります。

食事のマナーや知識を身に付け、食の大切さを知り、「食」への感謝の気持ちを育んでいくためにも、より一層の食育の充実を図っていく必要があります。

《推進施策2》 幼稚園及び保育所等における食育の推進

《推進施策3》 学校における食育の推進

【本市の現状について】

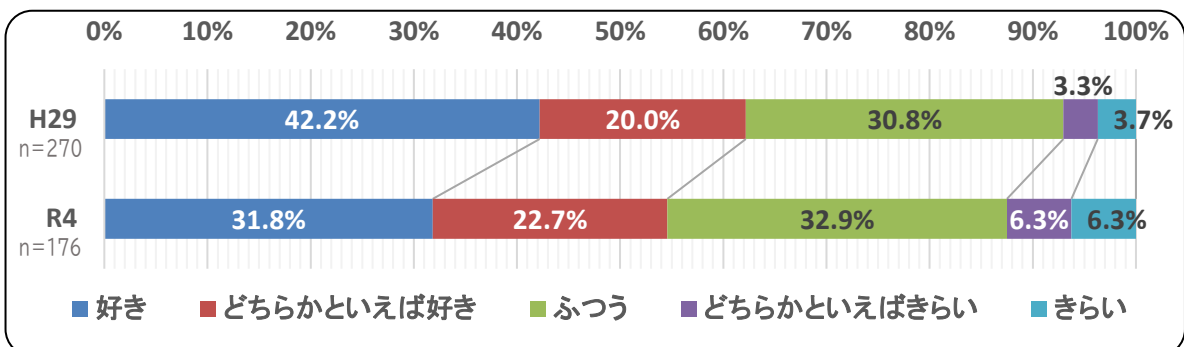
市内の幼稚園、保育所等及び小中学校では、野菜の栽培から収穫、調理等の体験型の学習活動が定着しているところが多く、子どもたちが「食」への興味・関心を持つよう、特色を活かした学習活動を行っています。また、本市では、栄養教諭等の専門性を活用した「食」に関する指導を通じて、食事のマナーや、栄養素、朝食の大切さなどの知識を伝えていると共に、学校給食では、年間を通じて地元食材を使った地場産物の使用に努め、生きた教材として活用することで、地域の食文化、食に関する産業などに対する理解を図り、「食」への感謝と郷土を愛する心を育む取り組みを推進しています。

さらに、保護者に向けた給食だよりの発行、「食」に関する情報提供や給食試食等の取り組みを通じて、家庭との連携を進めています。アンケート調査では、「学校給食が好きか」という質問に対し、「好き」・「どちらかといえば好き」と答えた小学5年生が54.5%、中学2年生は49.4%という状況になっており、「学校給食を残すことがあるか」という質問では「時々残すことがある」「いつも残す」と答えた小学5年生が67.6%、中学2年生では63.2%となっています。

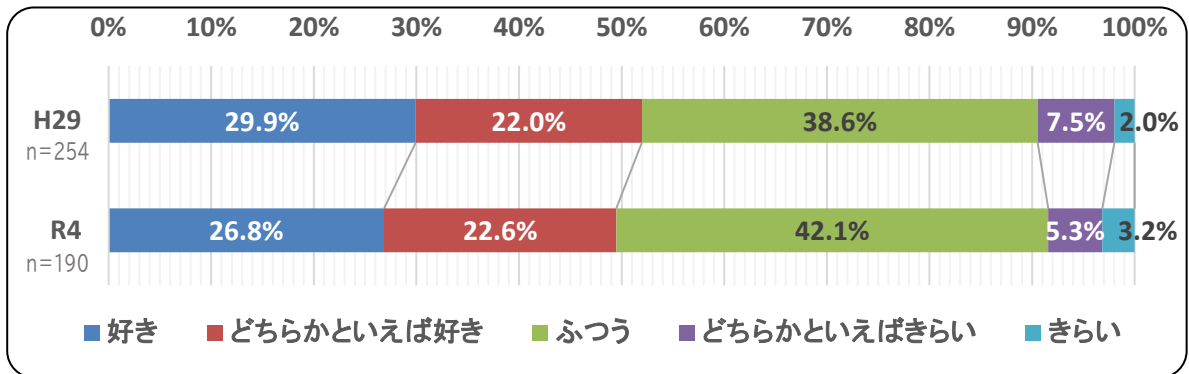
また、18歳以上の市民で、自分自身、または家族が、農業体験をしたことがあるという方が41.0%、「子どもの食育を推進していく上で、農業体験が必要である」と答えた人の割合は、83.5%と全体の8割を占め、体験型学習についての重要性を感じている方が多いことを示す状況となっています。

■学校給食が好きですか。

【小学5年生(H29とR4の比較)】

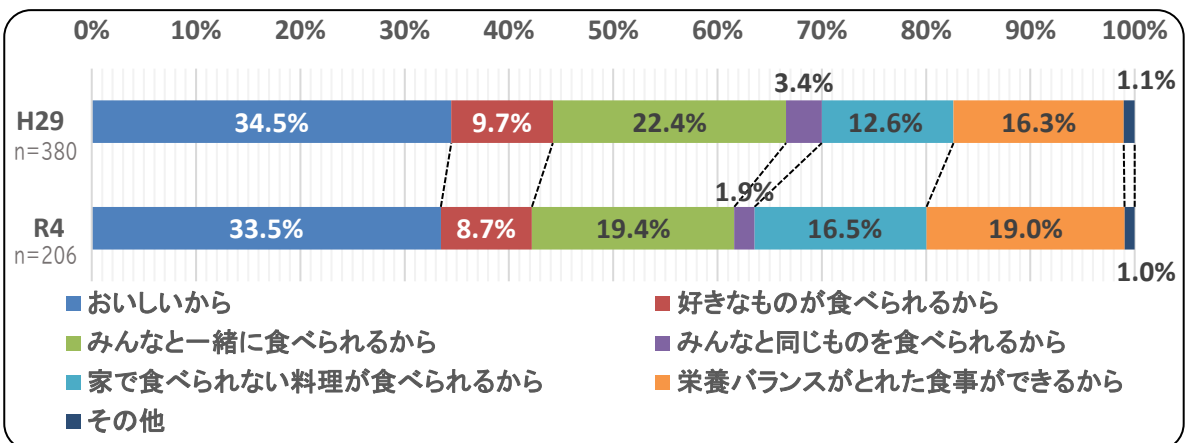


【中学2年生(H29とR4の比較)】

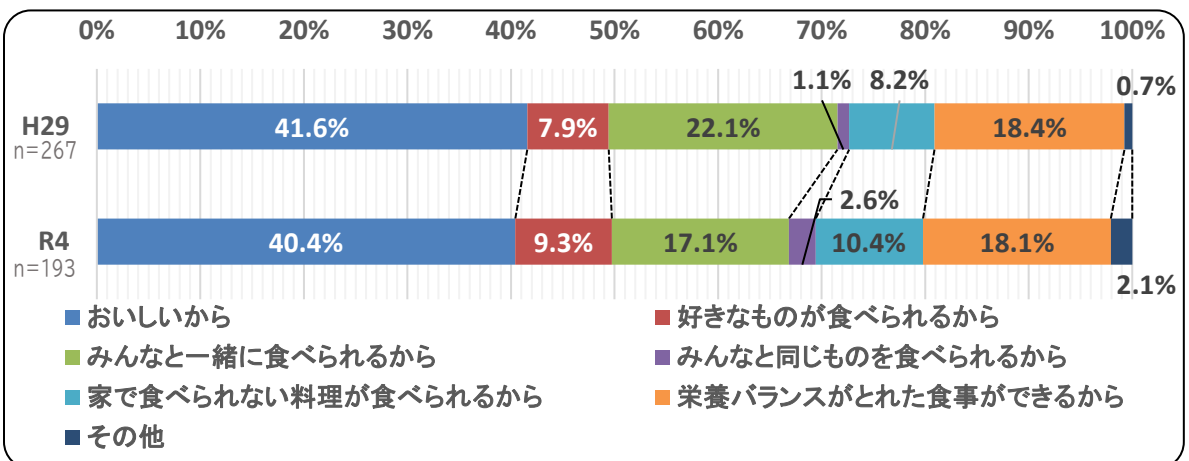


■学校給食が「好き」「どちらかといえば好き」と答えた理由について。
(複数回答:3つまで)

【小学5年生(H29とR4の比較)】

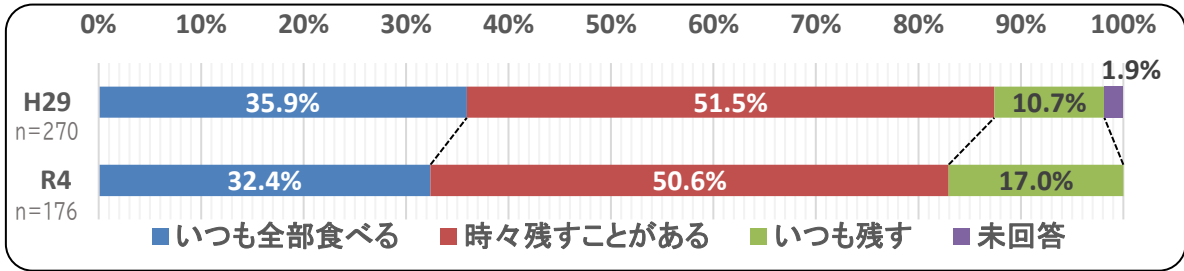


【中学2年生(H29とR4の比較)】

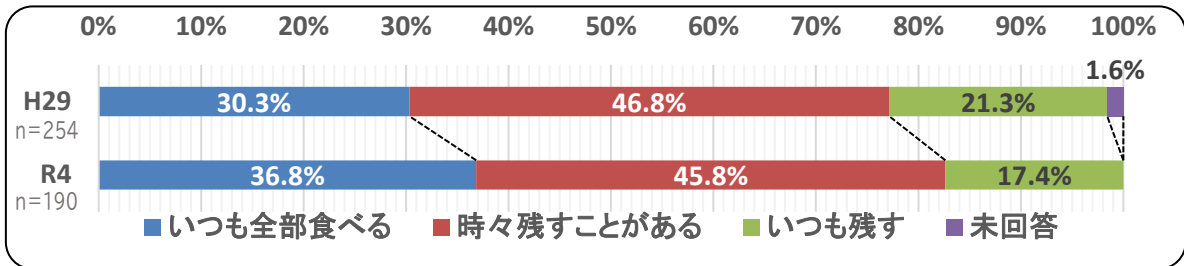


■学校給食を残すことがありますか。

【小学5年生(H29とR4の比較)】



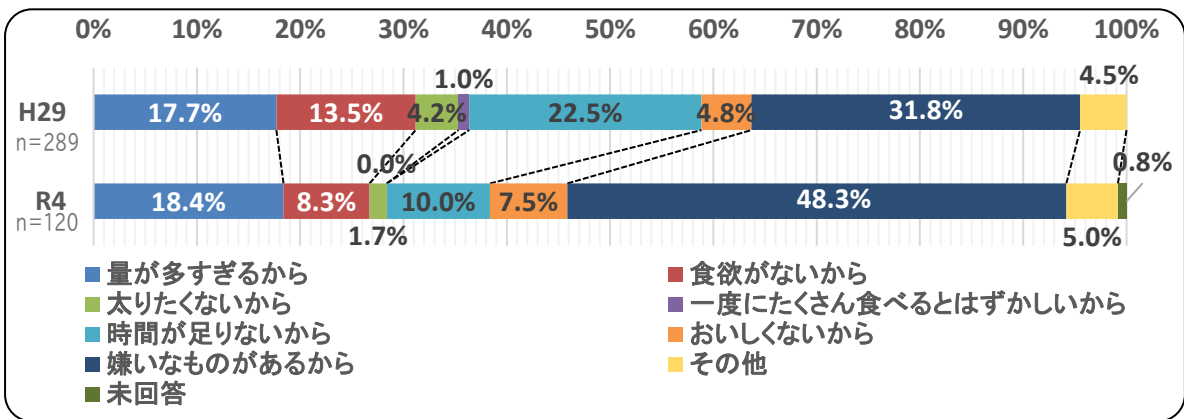
【中学2年生(H29とR4の比較)】



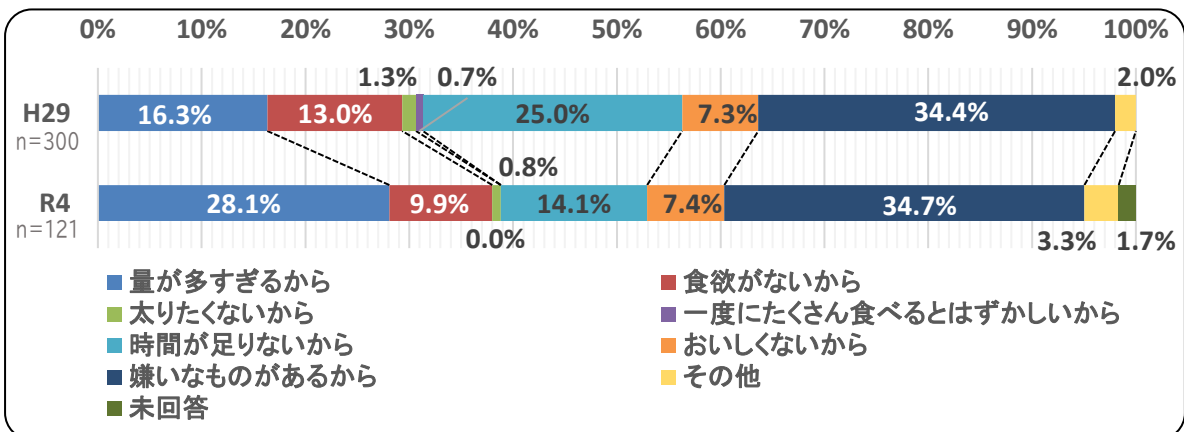
■学校給食を「時々残すことがある」・「いつも残す」と答えた理由について。

(複数回答:3つ)

【小学5年生(H29とR4の比較)】

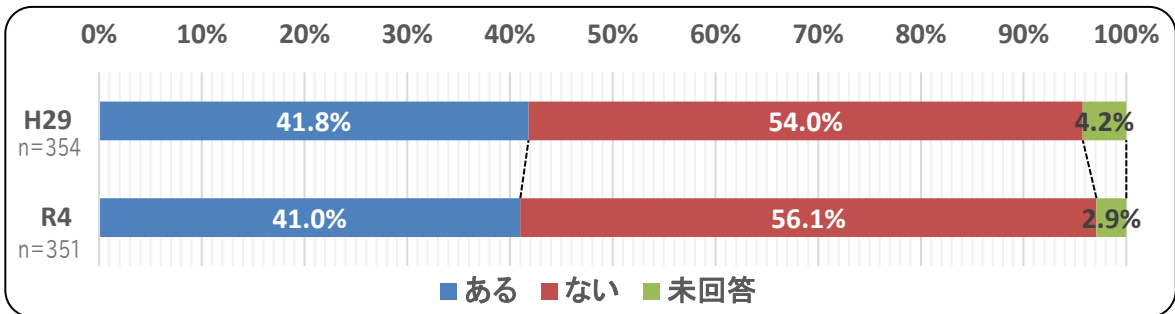


【中学2年生(H29とR4の比較)】

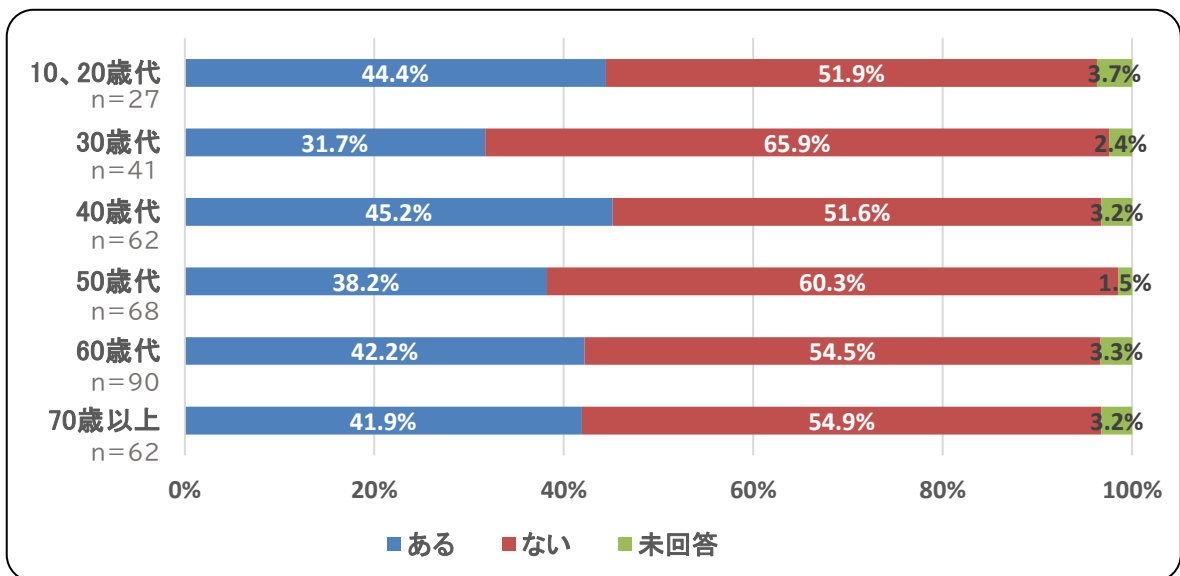


■あなた自身、またはご家族の方が、農業体験をされたことはありますか。
 (農業をされている人以外のみの回答)

【18歳以上(H29とR4の比較)】

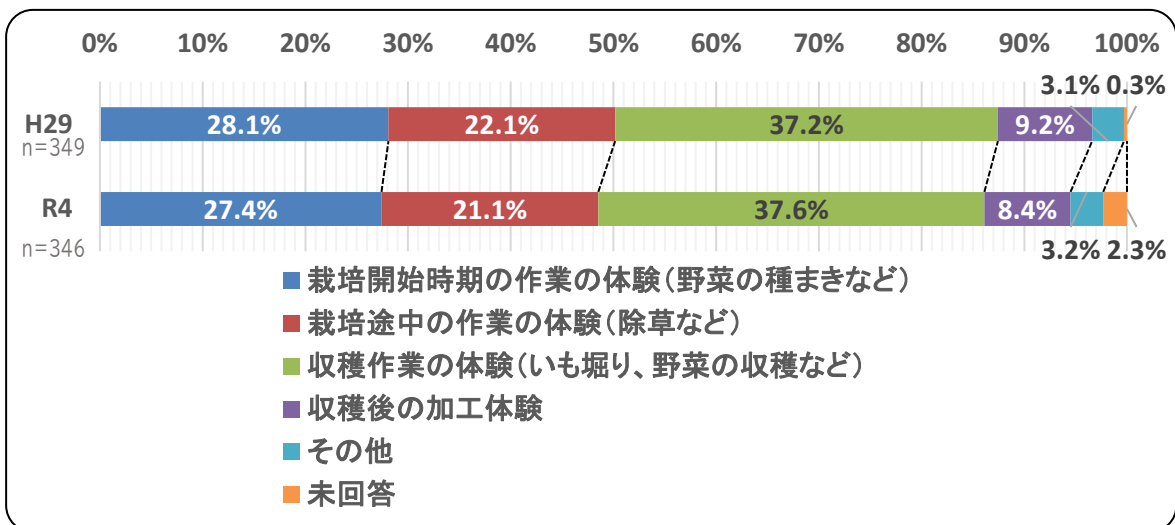


【18歳以上 R4年代別】

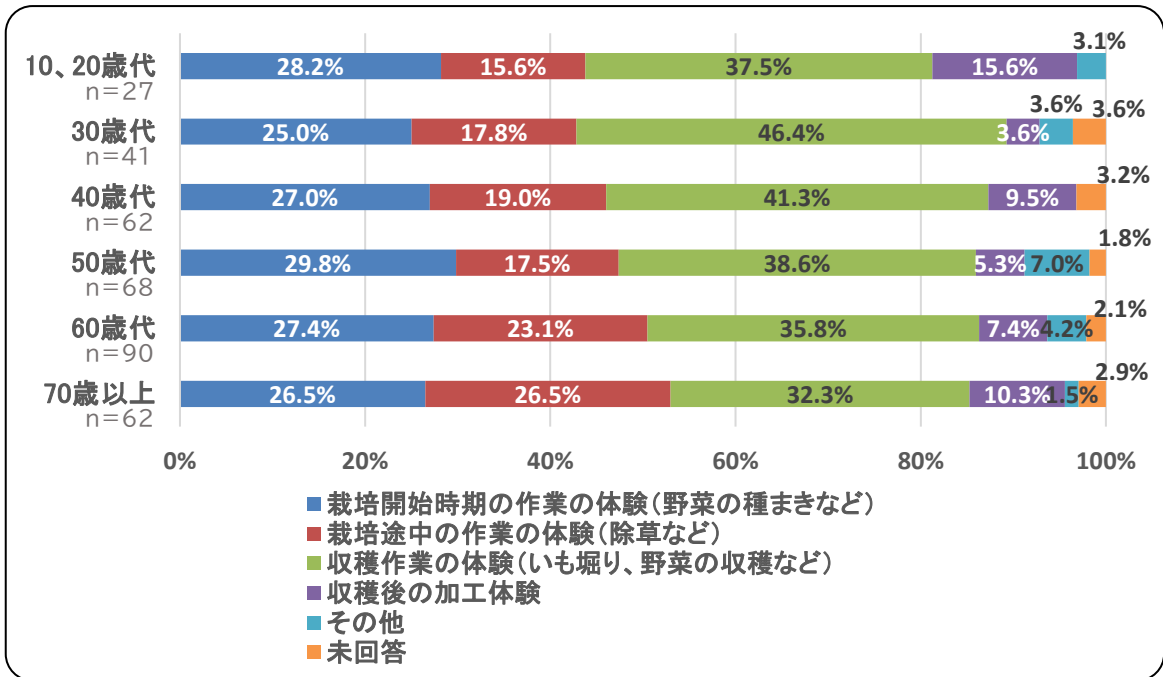


■参加したことがある体験内容について。(複数回答:あてはまる番号全て)

【18歳以上(H29とR4の比較)】

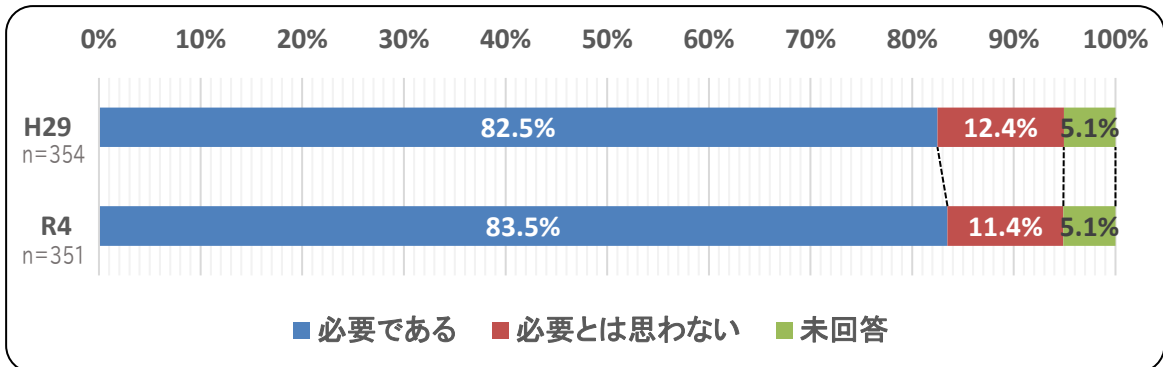


【18歳以上 R4年代別】

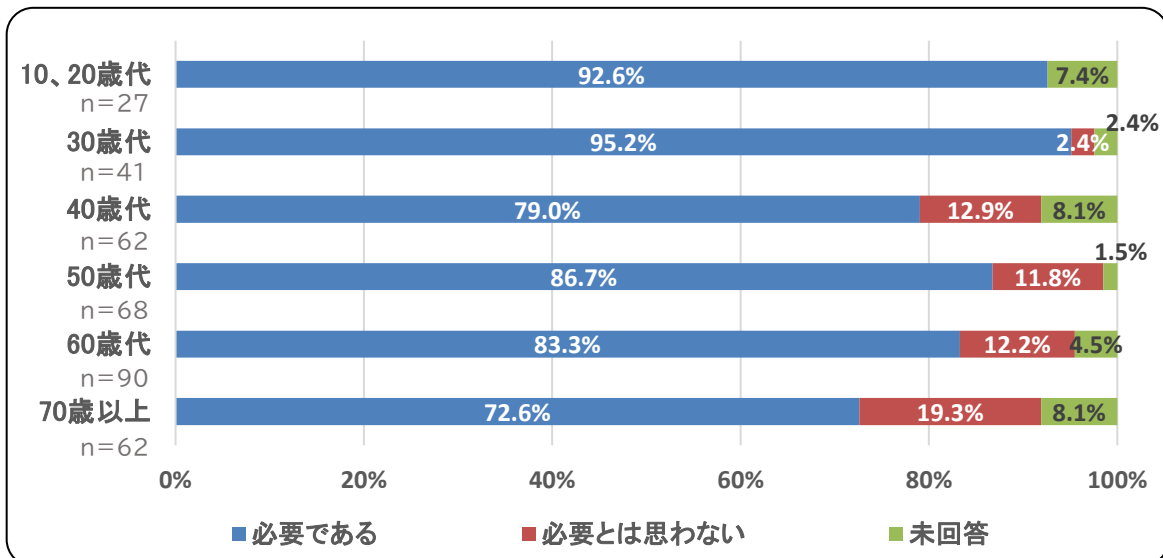


■子どもたちの食育を進める上で、農業に関する体験は必要だと思いますか。

【18歳以上(H29とR4の比較)】



【18歳以上 R4年代別】



【継続した取り組みが必要な課題】

子どもに対する「食」への関心や感謝の心を育むため、発達段階に応じた体験型の学習活動、学校給食の活用・指導の充実を図るとともに、啓発活動等を通じ、家庭と連携した食育の推進が求められます。

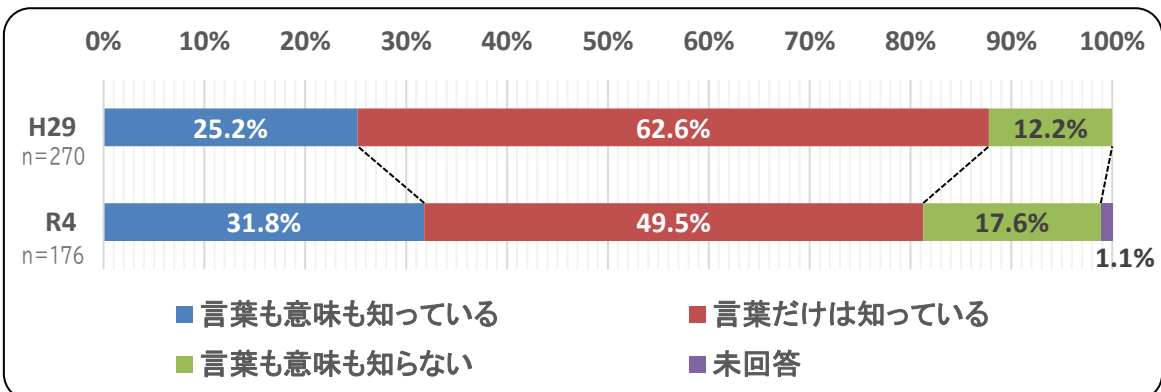
《推進施策4》 地域における食育の推進

【本市の現状について】

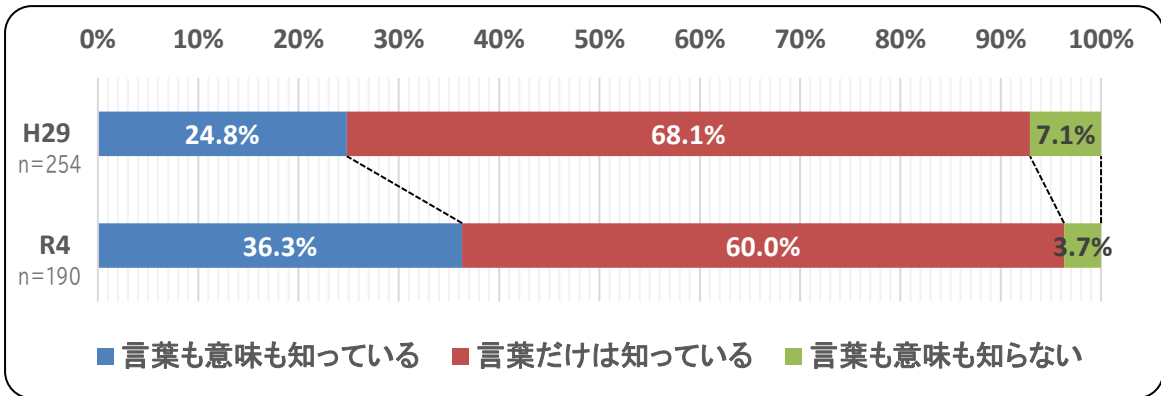
地域は、乳幼児から高齢者まで、様々な年齢の人たちが生活を営む場であり、「食育」という観点から考えると、その様々な年齢層に応じた食生活や豊かな食文化が見られます。本市では、毎年6月の「食育月間」に市立図書館を利用した「食」に関する蔵書の展示等、情報提供を行っているほか、広報紙やホームページを活用し、市民に「食育」を広く周知しています。また、「食」や「食文化」に関する学習の機会として、「市民講座」、「稚内学」、そして「料理教室」なども行っています。アンケート調査では、「食育」という言葉の認知度は、小学5年生では全体の81.3%、中学2年生で全体の96.3%となっており、18歳以上の市民では全体の92.6%と高い割合を占めています。また、食育に「関心がある」、「どちらかといえば関心がある」と回答した人は、全体で67.5%となっており、日頃から「積極的に実践している」、「できるだけするようにしている」と回答した人は、全体で41.0%という状況になっています。

■あなたは、「食育」という言葉を知っていますか。

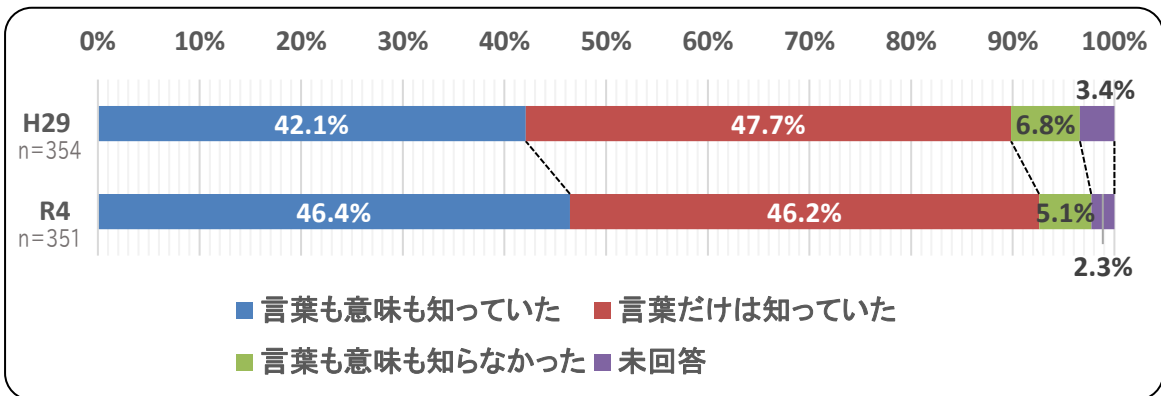
【小学5年生(H29とR4の比較)】



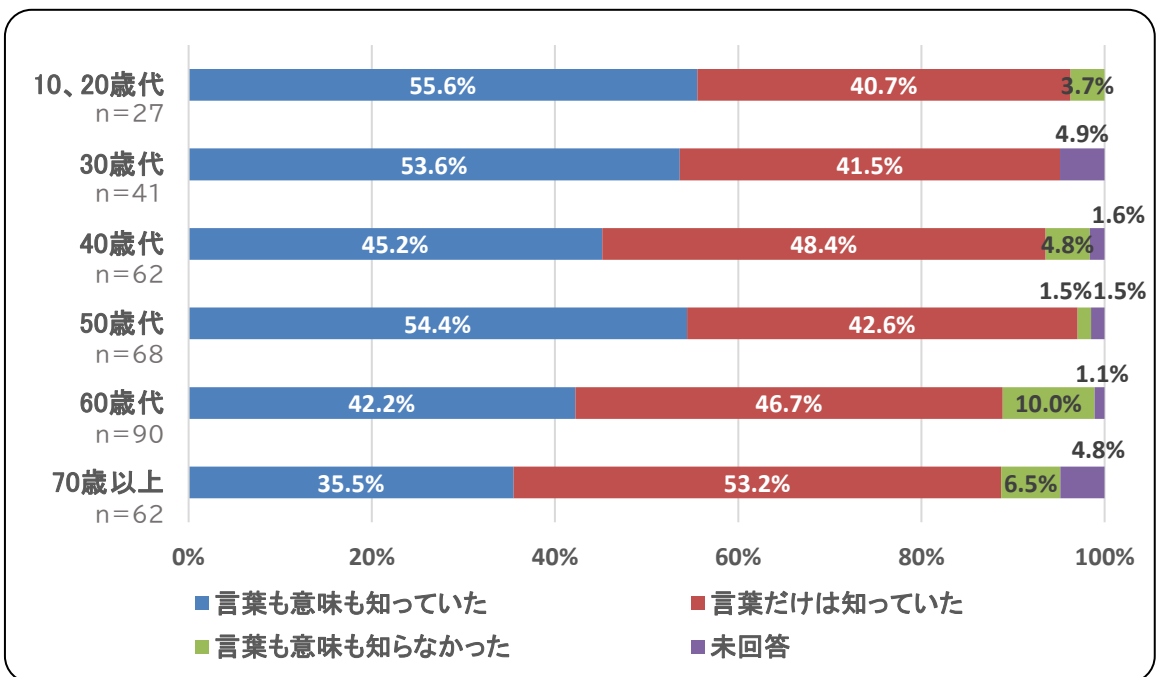
【中学2年生(H29とR4の比較)】



【18歳以上(H29とR4の比較)】

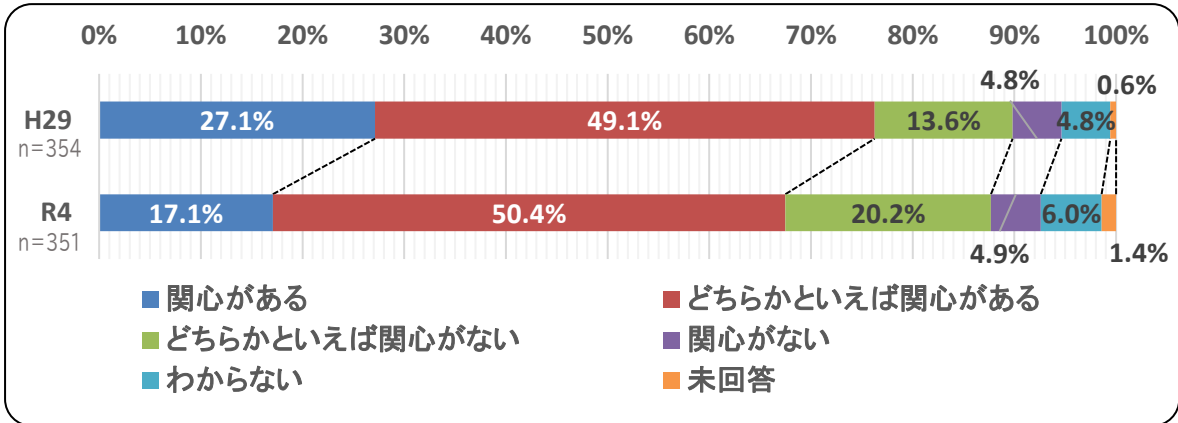


【18歳以上 R4年代別】

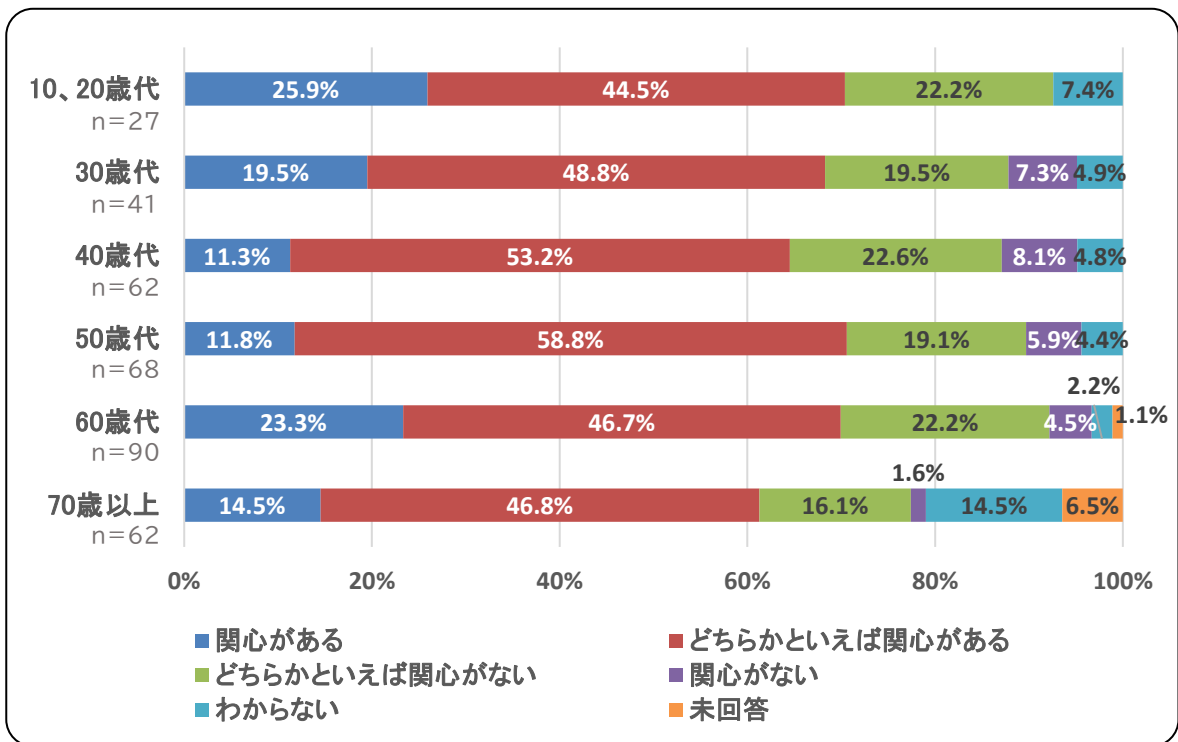


■あなたは、「食育」に関心がありますか。

【18歳以上(H29とR4の比較)】



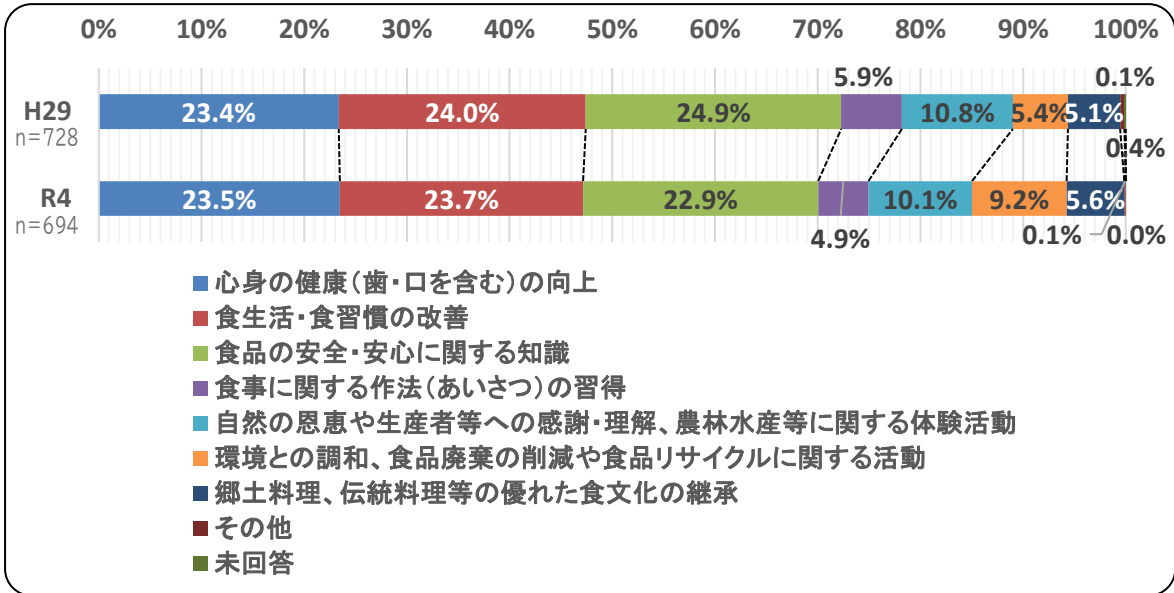
【18歳以上 R4年代別】



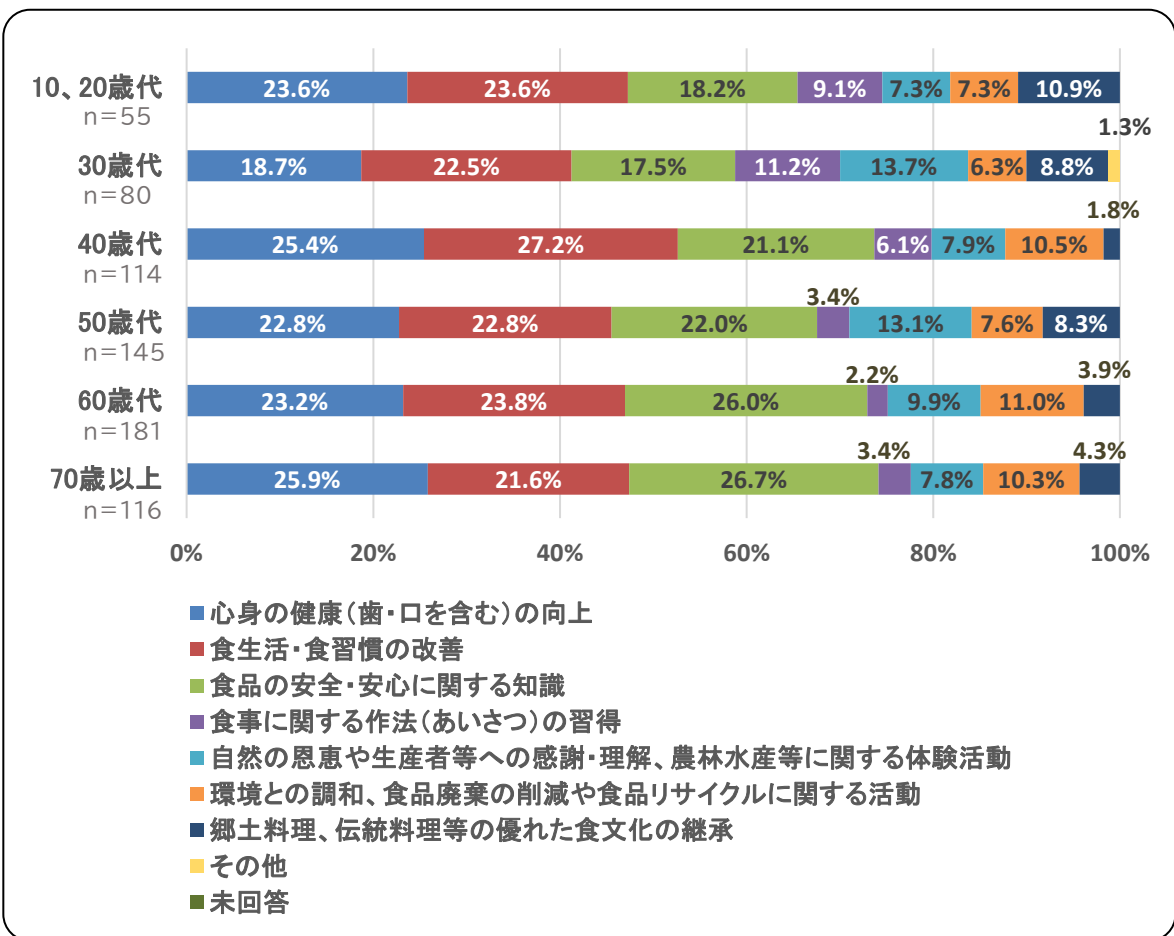
■食育に関心がある内容は。

(「関心がある」「どちらかといえば関心がある」と答えた方のみ 複数回答:3つ)

【18歳以上(H29とR4の比較)】

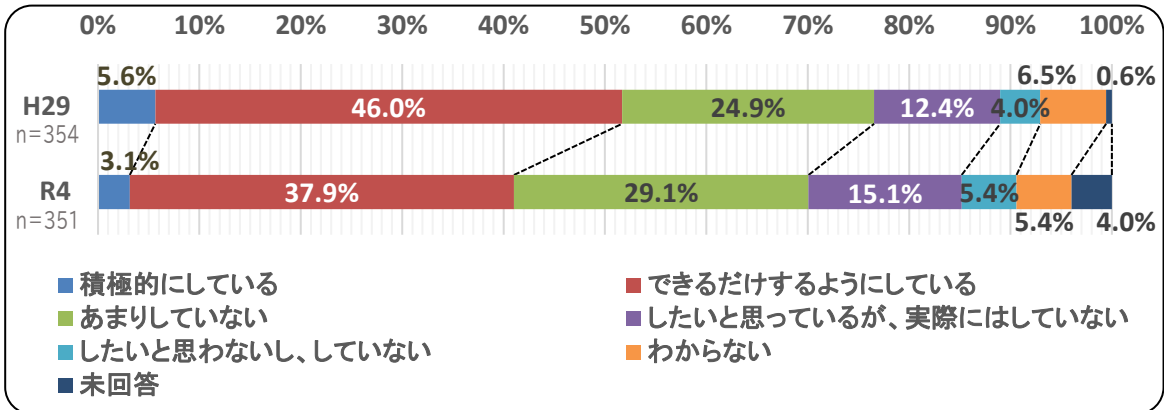


【18歳以上 R4年代別】

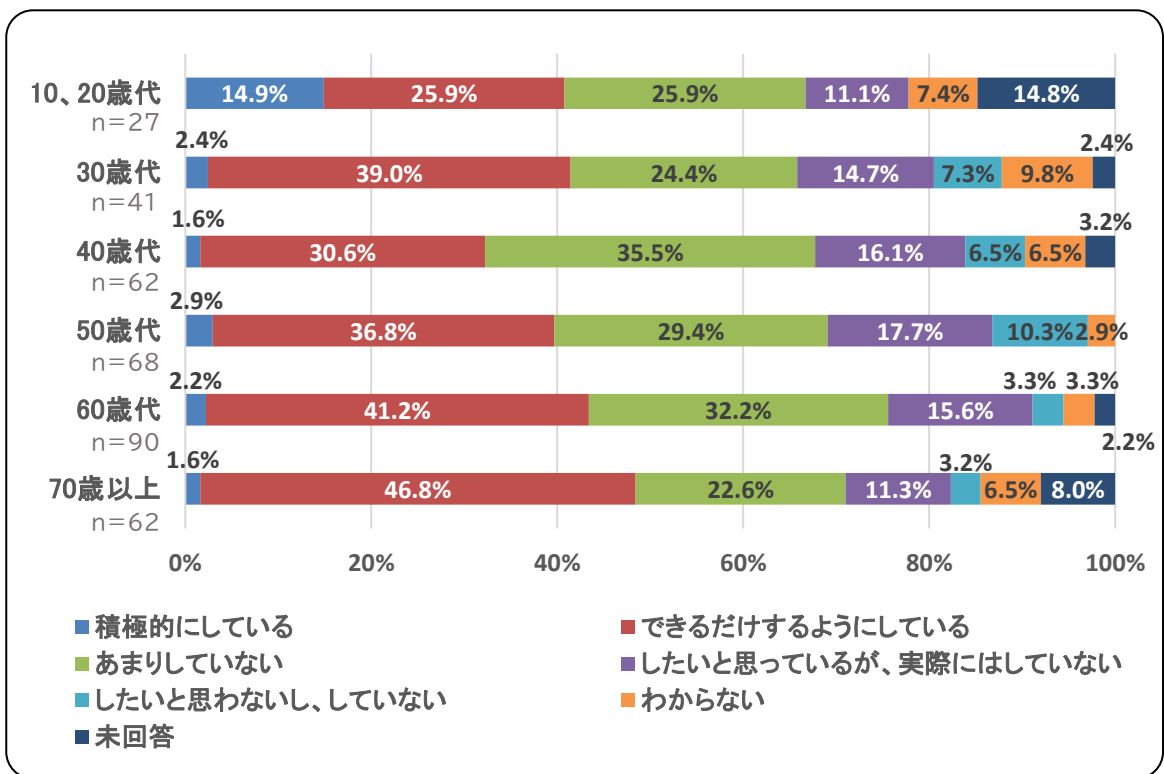


■あなたは、日頃から「食育」を何らかの形で実践していますか。

【18歳以上(H29とR4の比較)】

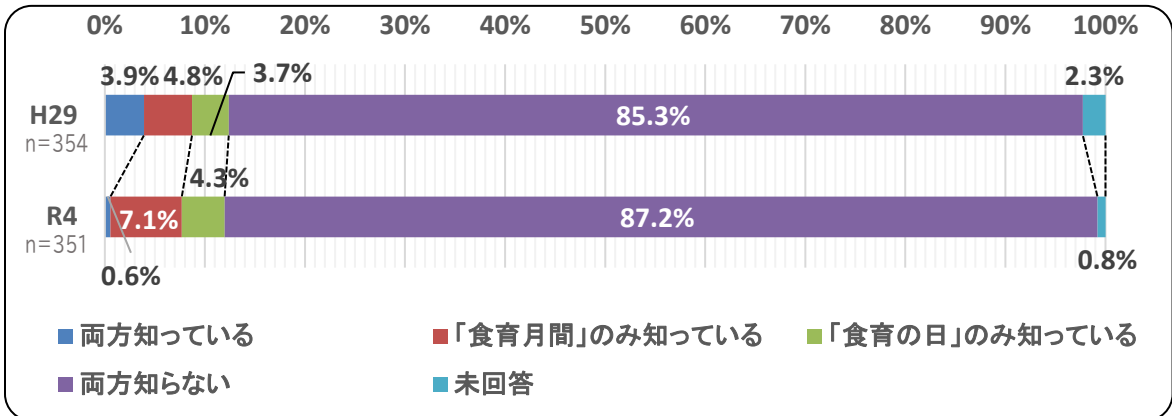


【18歳以上 R4年代別】

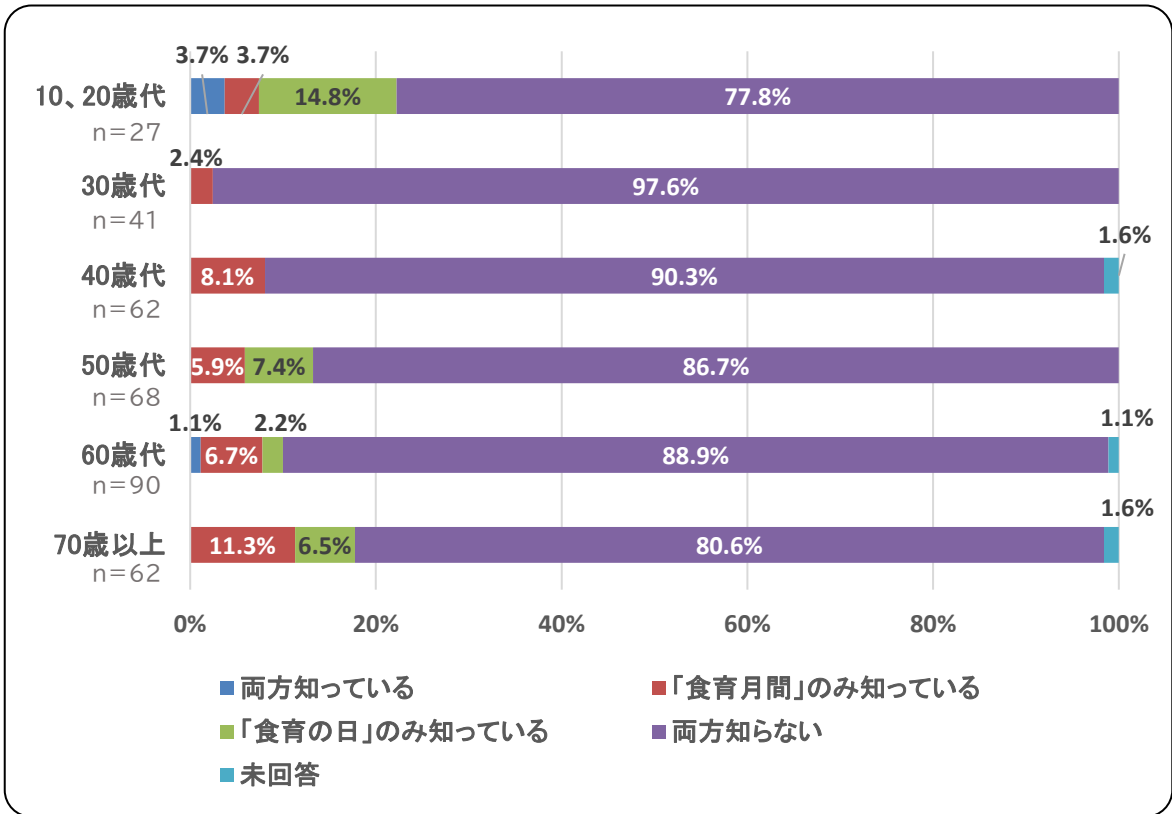


■あなたは、「食育月間(毎年6月)」「食育の日(毎月19日)」を知っていますか。

【18歳以上(H29とR4の比較)】

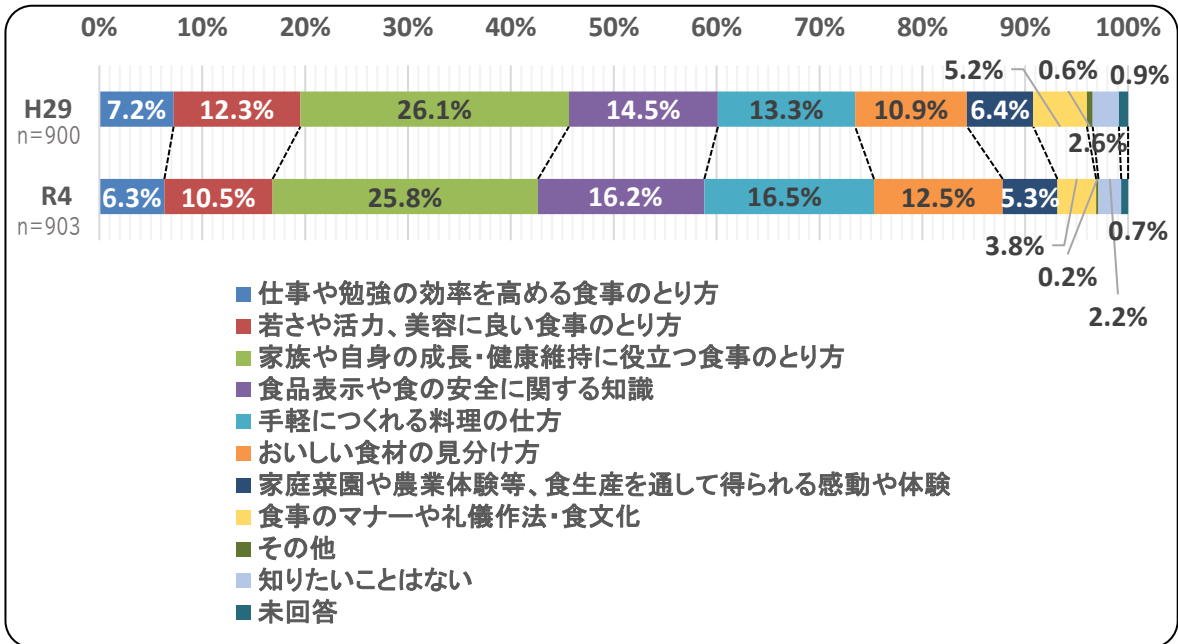


【18歳以上 R4年代別】

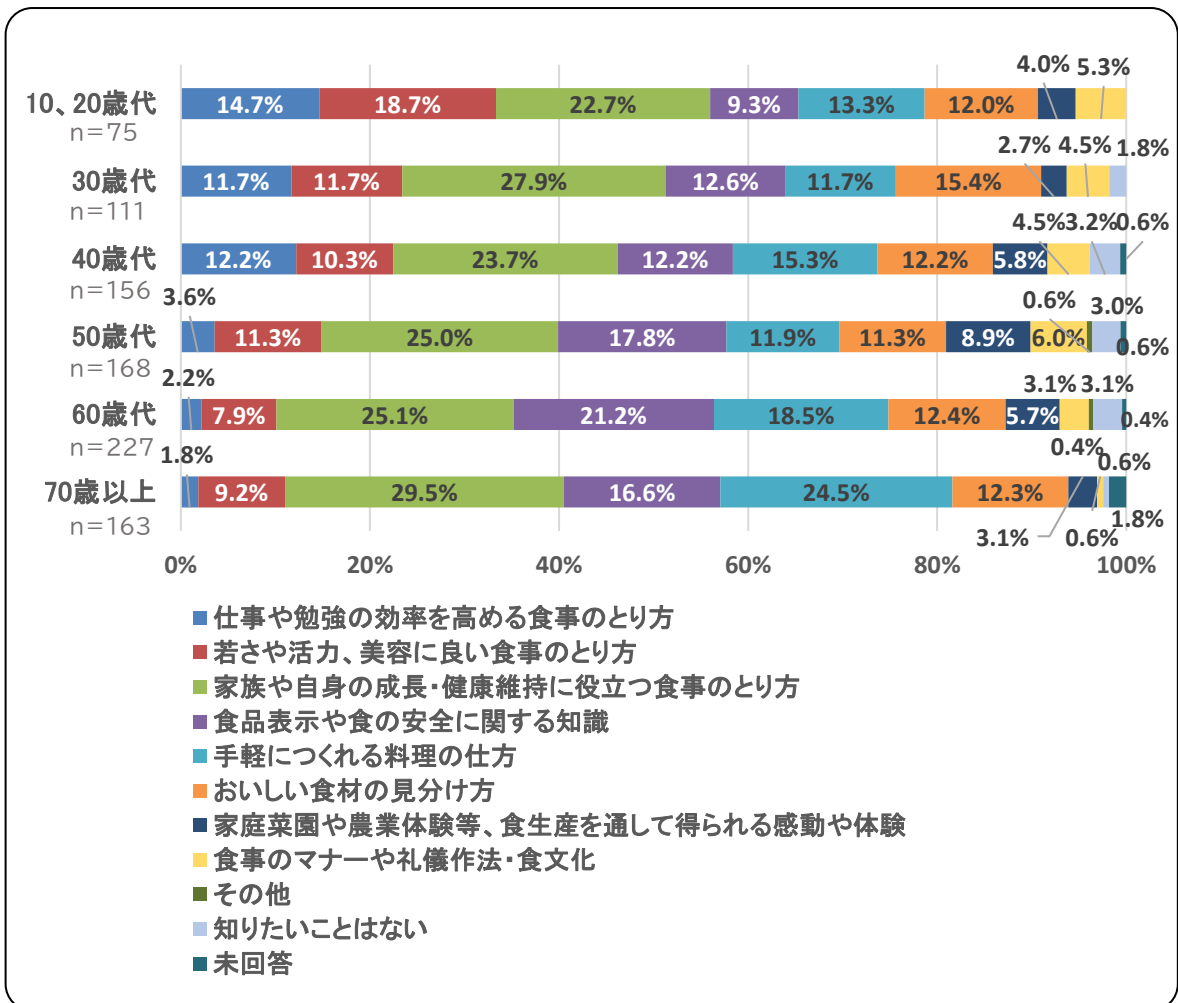


■あなたは、「食育」を通してどのようなことを知りたいですか。（複数回答:3つ）

【18歳以上(H29とR4の比較)】



【18歳以上 R4年代別】



【継続した取り組みが必要な課題】

生涯にわたって健康に暮らしていくためには、それぞれの年齢層に応じた継続的な食育を推進していくことが求められます。「食育」に興味・関心を持っているものの、なかなか活動につながっていない状況も見られるため、引き続き、「食育」の定着に向けて、市民への「食」に関する啓発活動を進めていくとともに、市民が自身の健康づくりや「食」への興味・関心を高め、地域、家庭、そして学校等と連携した「食育」の学習機会、内容の充実を図っていくことが必要です。

また、様々な家庭の状況や生活が多様化することにより、高齢者の一人暮らし等をはじめ、家庭での共食が困難な人もいることから、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じた上での共食の場の整備も必要となっています。

■重点目標Ⅰ 心身ともに健康な食生活の推進【指標の達成度】

指標の名称		2018年度 【前回値】	【目標】	2022年度 【現状値】	【達成度】
「食育」に関心がある人の割合		76.2%	↗	67.5%	△
「食育月間(毎月6月)」「食育の日(毎月19日)」を知っている人の割合		12.4%	↗	12.0%	△
就寝時間が不規則な 児童生徒の割合 ※午後10時以降に就寝 している児童生徒の割合	小学5年生	36.3%	↘	38.0%	△
	中学2年生	83.4%	↘	83.7%	△
起床時間が不規則な 児童生徒の割合 ※午前7時以降に起床	小学5年生	7.1%	↘	8.5%	△
	中学2年生	22.0%	↘	19.5%	○
食事のときにあいさつ をする人の割合	小学5年生	80.8%	↗	73.8%	△
	中学2年生	70.1%	↗	87.9%	○
家族と一緒に食事をする 人の割合(1日1回以上)	小学5年生	84.8%	↗	80.7%	△
	中学2年生	76.4%	↗	81.0%	○
	市 民	73.7%	↗	75.7%	○
毎日、朝食を食べる人の 割合	小学5年生	82.6%	↗	82.4%	△
	中学2年生	84.3%	↗	75.3%	△
	市 民	78.2%	↗	71.8%	△
学校給食をいつも食 べ残す児童生徒の割 合	小学5年生	10.7%	↘	17.0%	△
	中学2年生	21.3%	↘	17.4%	○
栄養バランスの取れた食事を心がける 人の割合(毎食)		21.5%	↗	16.0%	△
メタボリックシンドローム(内臓脂肪 症候群)の予防や改善のために、適切 な食事または定期的な運動を継続的 に実施する人の割合		25.4%	↗	23.9%	△

達成度 ○(目標達成) : △(目標未達成)

2 食の安全・安心の実現

《推進施策1》 生産者と消費者の交流を通じた食育の推進

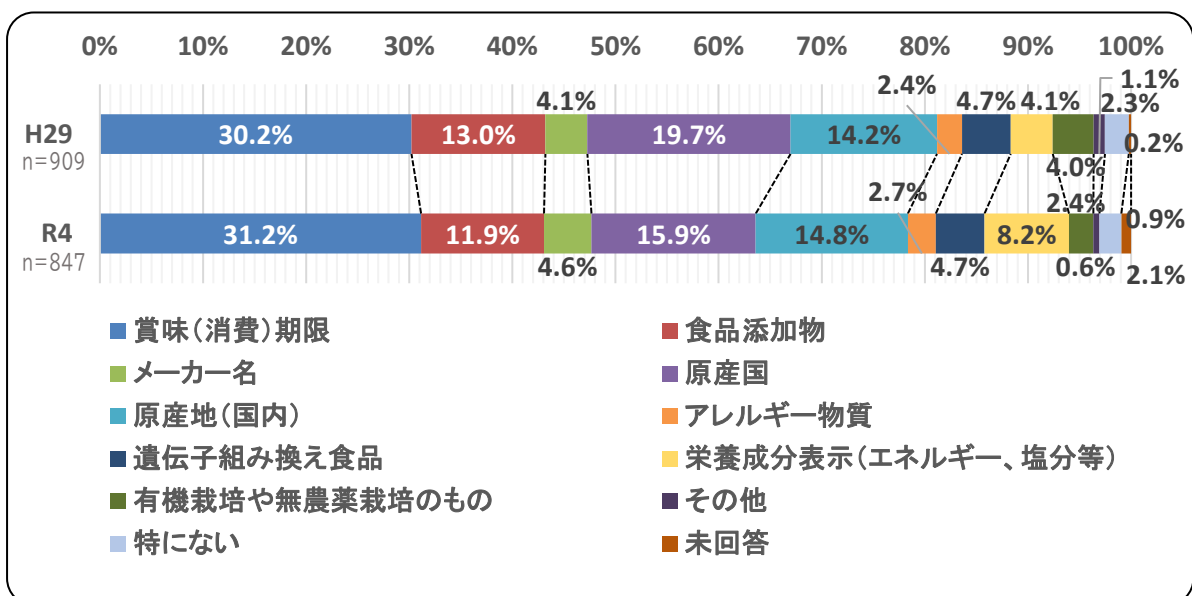
【本市の現状について】

豊かな自然を活かした体験活動や地産地消を通じて、消費者が農水産業等に対する知識や関心を高められるよう、市内の小中学校では、地域や関係団体の協力をもらいながら、学校行事や総合的な学習の時間、家庭科などの時間を利用し、地域の産業や生産者に関心をもち、地元の良さを再発見することを目的とした学習活動を進めています。また、身近に農業を体験できる場として市民農園の利用を促進しているほか、学校給食や幼稚園・保育所給食への安全・安心な地元食材を活用し、地産地消を推進しています。

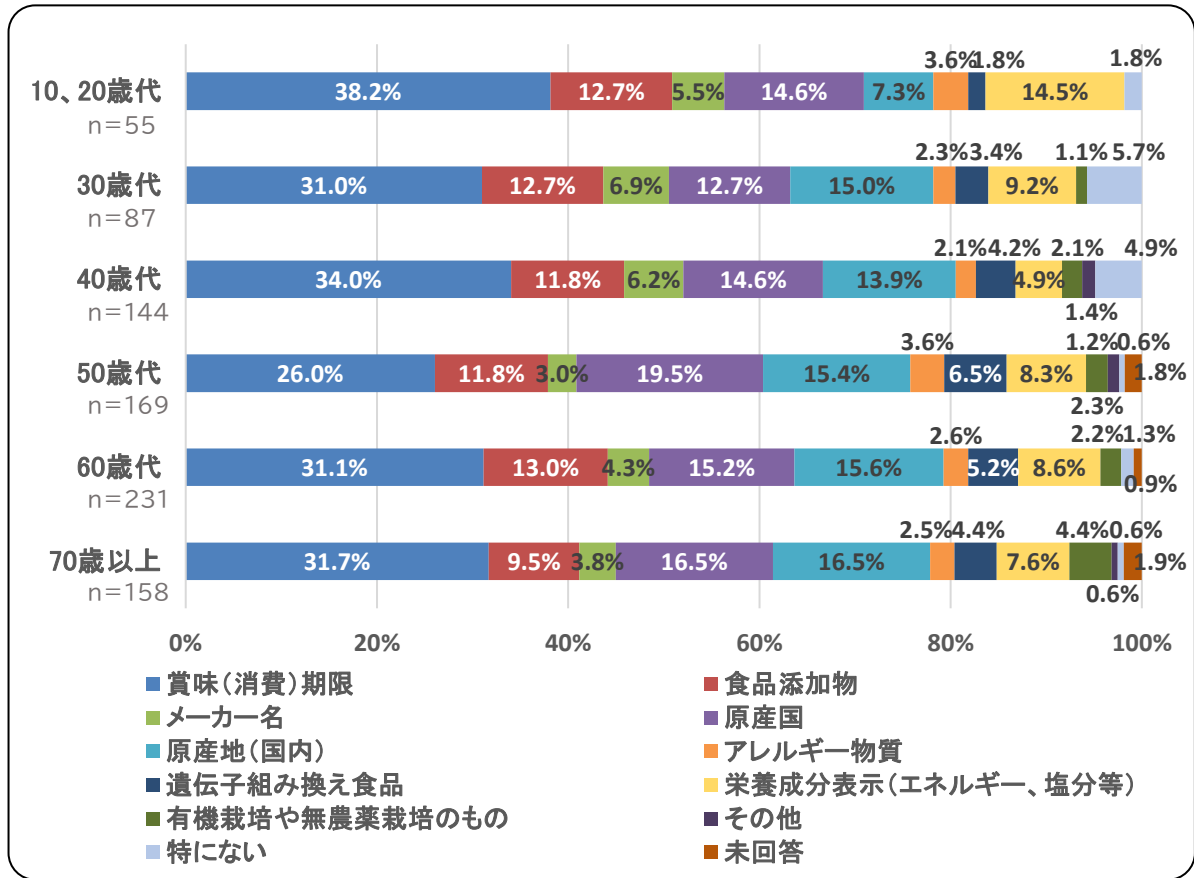
アンケート調査では、「地産地消」の考えを知っている人は、全体で 89.2%と高い割合を占めており、その割合の中で「知っており、実践(地元のものを購入する等)している」と回答した人が 42.5%、「知っているが、実践はしていない」と答えた人が 46.7%という状況でした。また、稚内市の地場産物を知っている人の割合は、62.7%となっています。

■食品を選ぶとき、気を付けていることはどれですか。(複数回答:3つ)

【18歳以上(H29とR4の比較)】

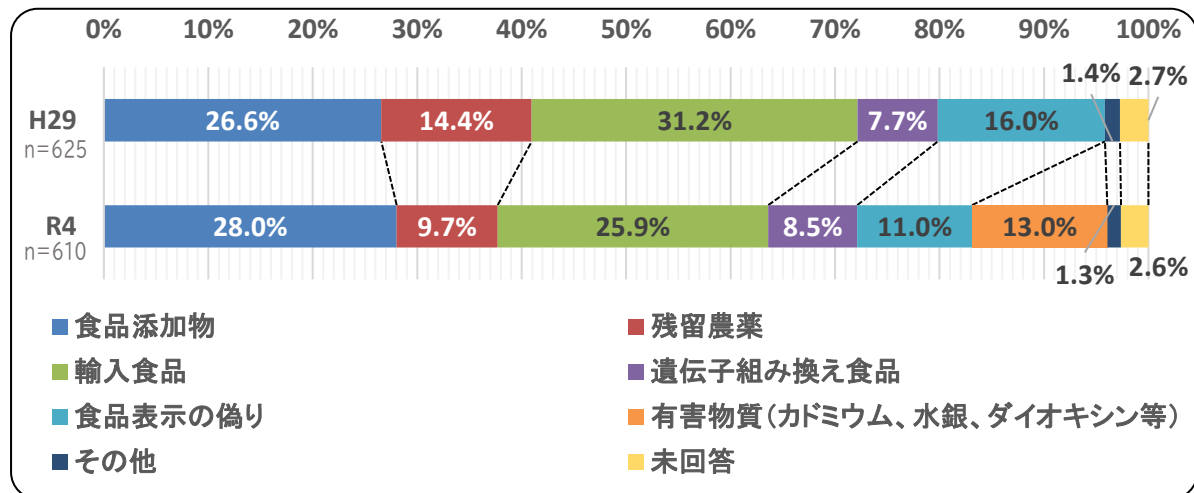


【18歳以上 R4年代別】



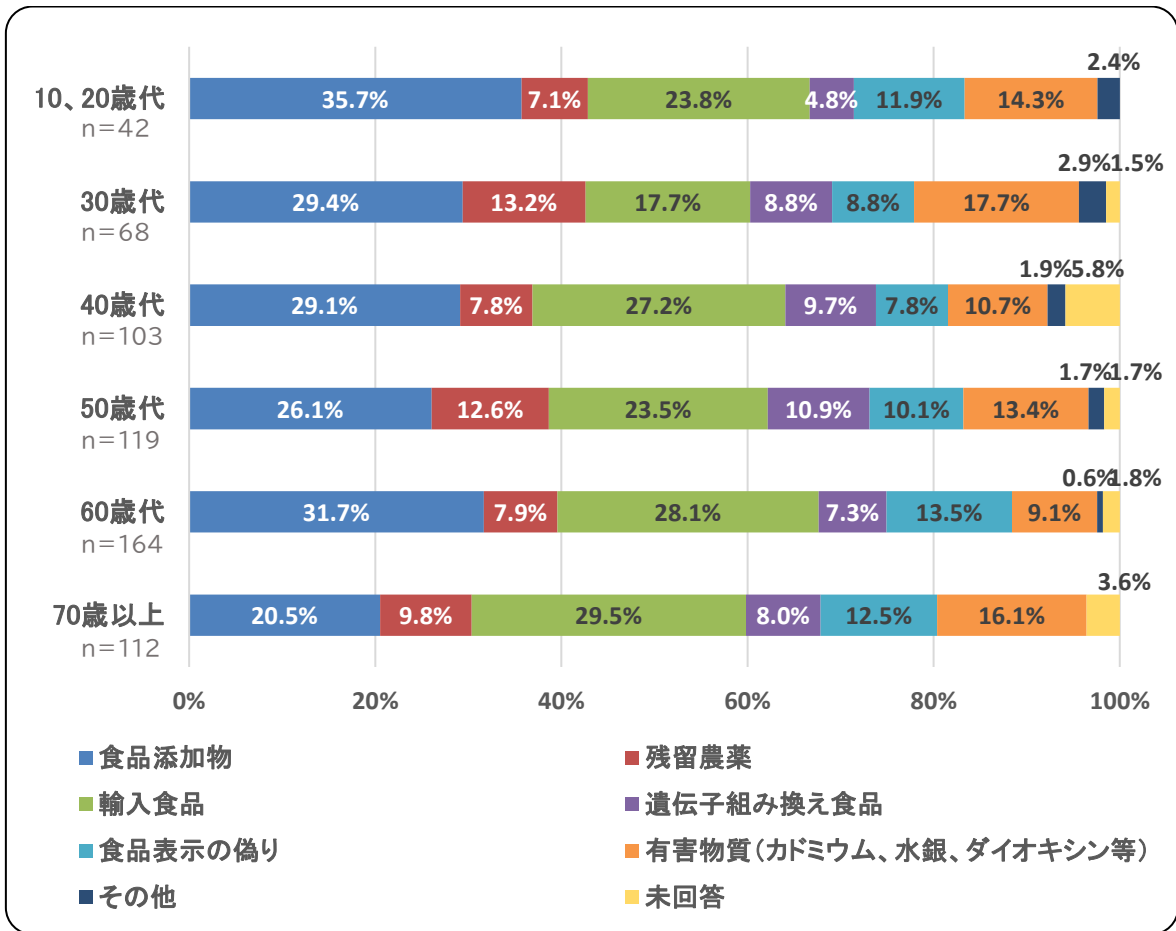
■日頃、食の安全に関して思うことは何ですか。

【18歳以上(H29とR4の比較)】



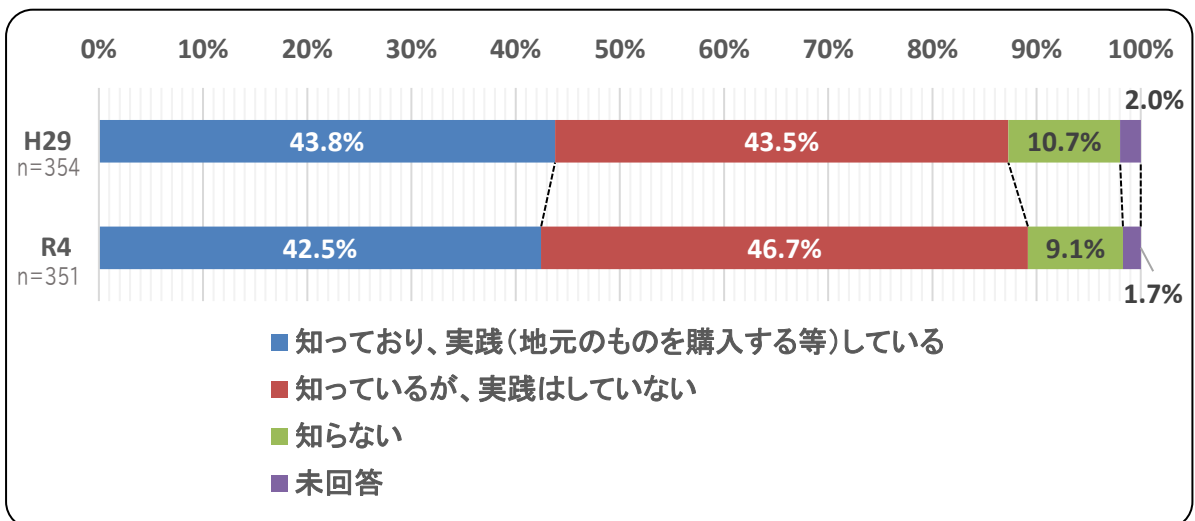
※有害物質(カドミウム、水銀、ダイオキシン等)は R4 から選択肢に追加

【18 歳以上 R4 年代別】

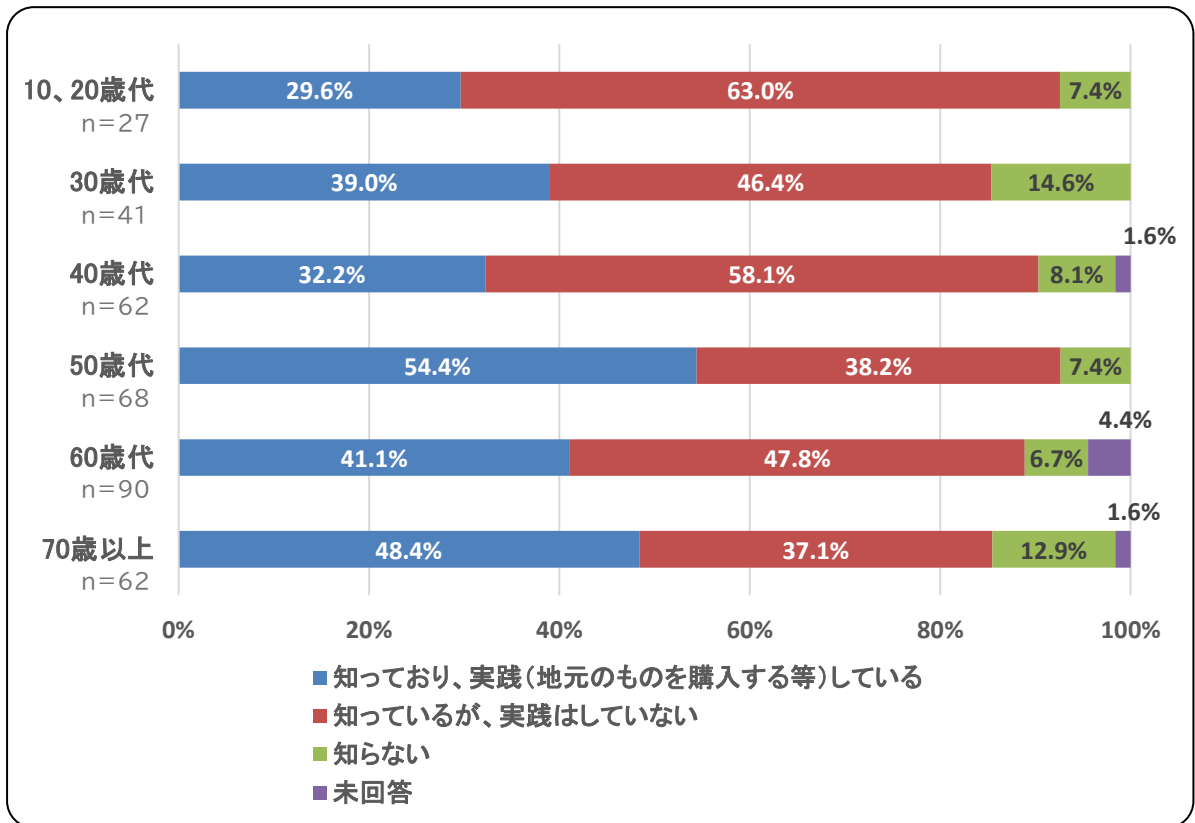


■地域で生産されたものをできるだけその地域で消費する「地産地消」の考えを知っていますか。

【18 歳以上(H29とR4の比較)】

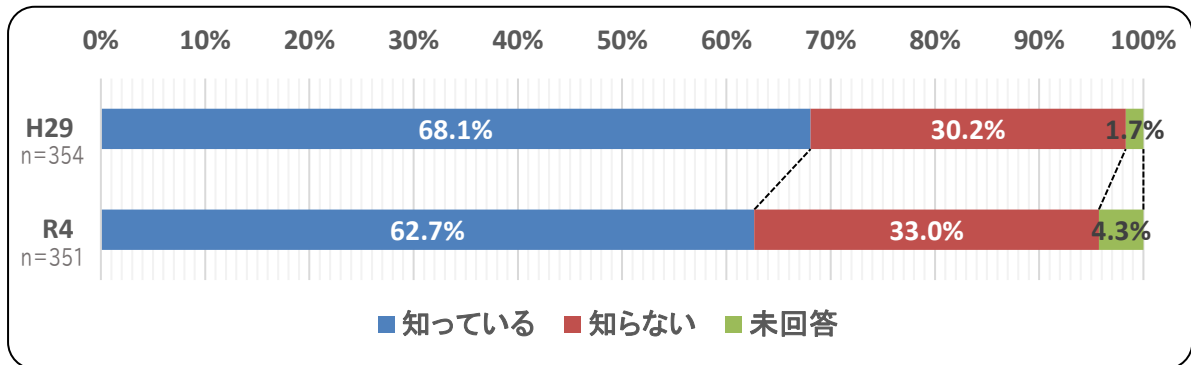


【18歳以上 R4年代別】

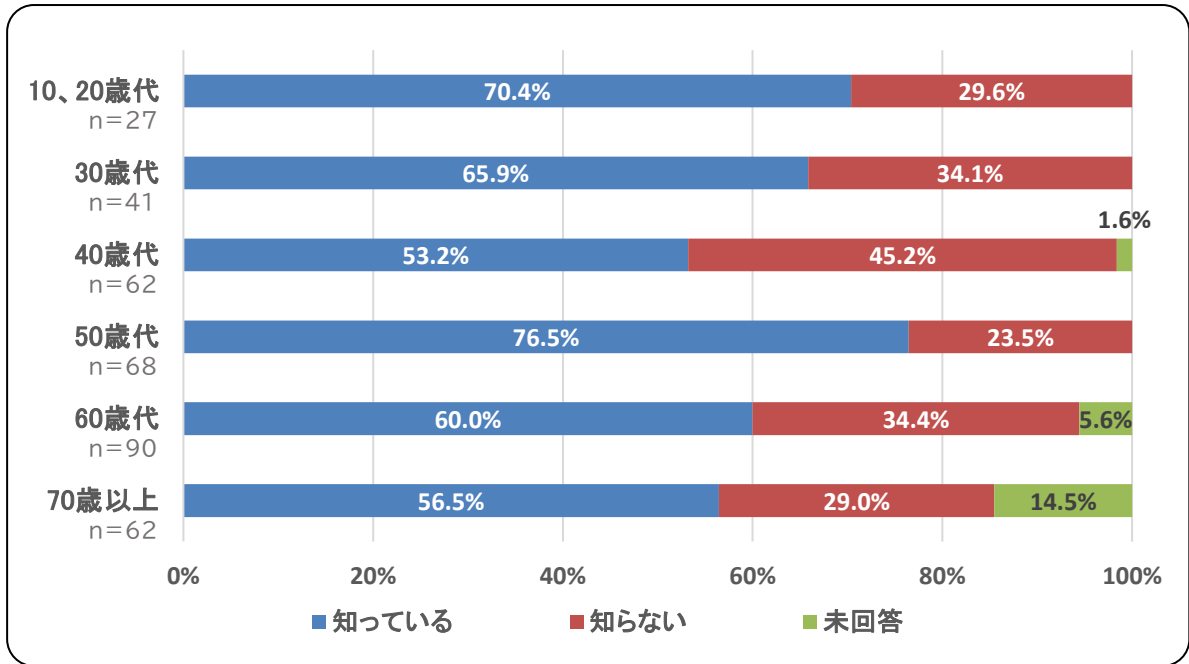


■ 稚内市の地場産物(有名な農水産物や食品)を知っていますか。

【18歳以上(H29とR4の比較)】

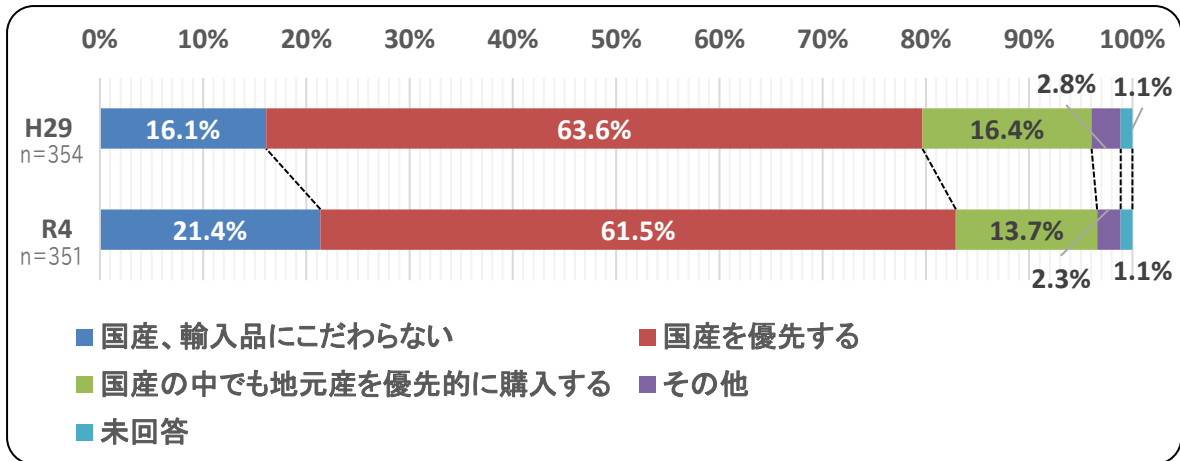


【18歳以上 R4年代別】

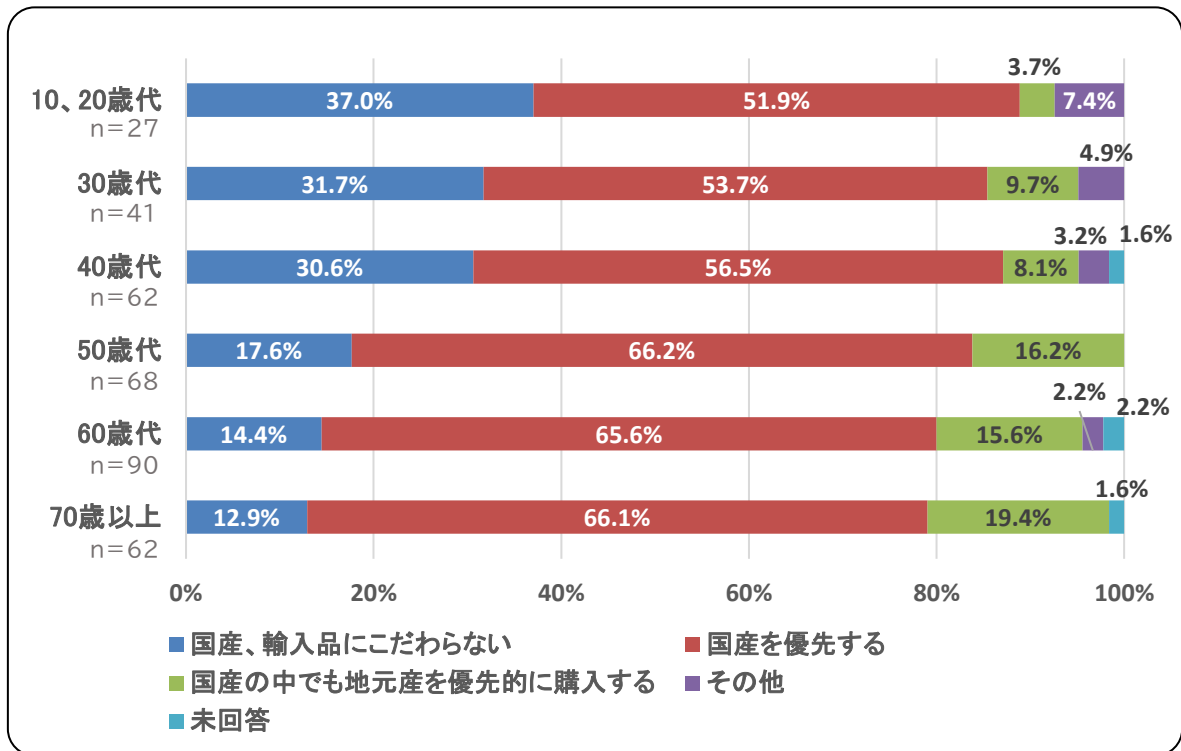


■食材を購入する際、あなたの考えに一番近い物はどれですか。

【18歳以上(H29とR4の比較)】

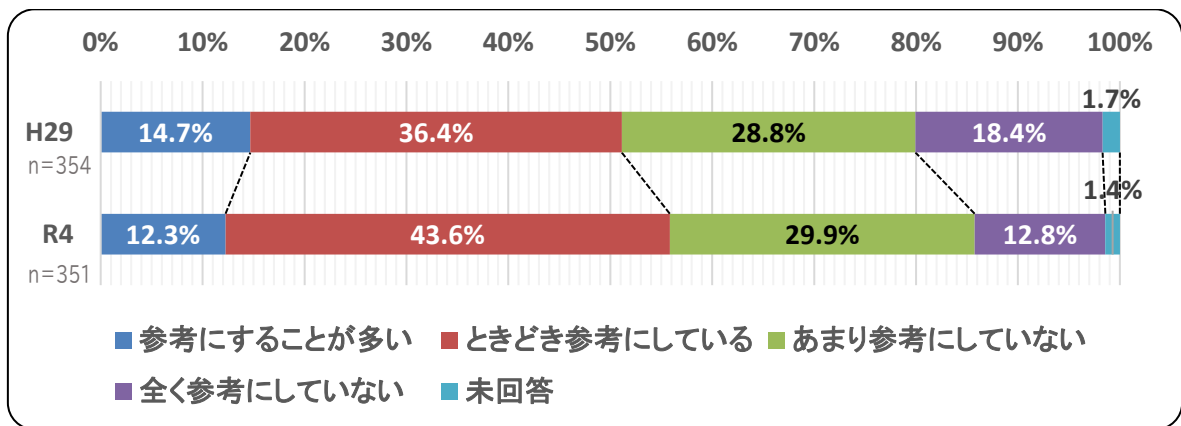


【18歳以上 R4年代別】

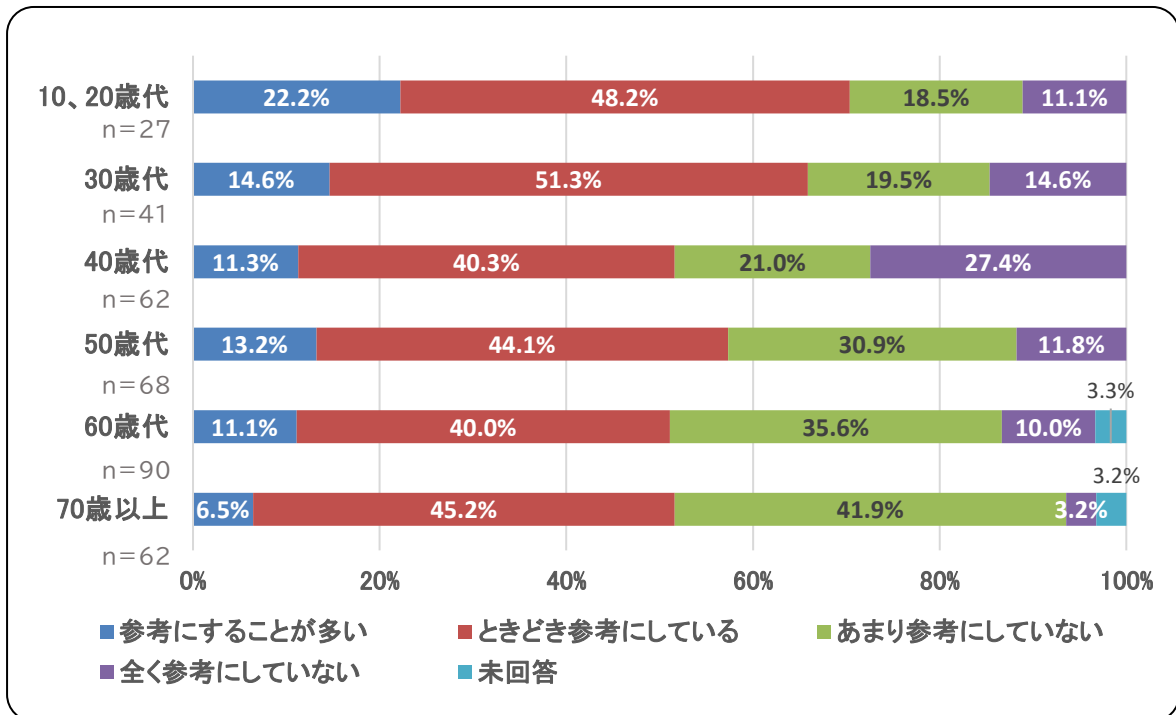


■あなたは、食品を購入する際、栄養成分表示を参考にしていますか。

【18歳以上(H29とR4の比較)】



【18歳以上 R4年代別】



【継続した取り組みが必要な課題】

市民が「食の安全・安心」についての興味や関心を持てる機会を設け、自ら食を選択する力を養うほか、地元の豊富な資源を活かして生産された安全・安心な食材について地産地消を進めていくことが求められます。また、生産者と消費者との交流や、地場産物に対する理解の促進と積極的な活用、消費者が購入しやすい環境づくりに努めていくとともに、安全・安心な海産物、農産物、酪農製品等の地場産物の生産や販売への取り組みも進めていく必要があります。

■重点目標Ⅱ 食の安全・安心の推進【指標の達成度】

指標の名称	2018年度 【前回値】	【目標】	2022年度 【現状値】	【達成度】
農業体験をしたことがある人の割合	41.8%	▲	41.0%	△
「地産地消」を実践している人の割合	43.8%	▲	42.5%	△
稚内市の地場産物を知っている人の割合	68.1%	▲	62.7%	△

達成度 ○(目標達成) : △(目標未達成)

第3章 目 標

1 基本目標

健康な身体と豊かな心を育む「食育」で
「食」を楽しみ生き生きとした生活の実現をめざす

「食」は、私たちが生涯にわたり、心身ともに健康で生き生きとした生活を送るために必要不可欠なものです。

第3次稚内市食育推進計画では、市民一人ひとりが、食の大切さや健全な食生活、食の安全、安心について理解を深めることにより、健康な身体と豊かな心を育み、食を楽しみながら活力ある生活を送ることを目指し、上記のとおり基本目標を定めま

す。

2 重点目標

食育推進計画の基本目標を受け、具体的な取り組みを推進していくため、次のとおり重点目標を設定します。

【重点目標Ⅰ】心身ともに健康な食生活の推進

「食」は私たちが生涯を通じて、心身ともに健康な生活を営む上で欠かせないものであり、その基盤となっているのは「家庭」です。その家庭の中で、子どもの頃から、基本的な食習慣や食に関する知識やマナー、「食」への感謝の気持ちを育てていくことが大切です。しかし、近年における個人のライフスタイルや家庭環境の変化等により、家庭だけでは食育の推進が困難な場合も考えられるため、家庭を軸とした上で、地域や幼稚園・保育所、学校等の相互連携により、「食」の大切さについての理解と健全な食生活の充実に向けた施策を推進します。また、栄養素等の偏りや食習慣の乱れなどから生活習慣病につながるという課題もあり、食品の適切な選択や栄養バランスに配慮した食生活の実践に向けた施策も推進します。

第2次推進計画における課題等も踏まえ、引き続き、心身ともに健康な食生活を推進するため、市民一人ひとりが「食」や健康の大切さを意識し、日常生活で「食育」を実践することに重点を置き、推進施策1から4までの取り組みを進めます。

推進施策1 家庭における食育の推進

推進施策2 幼稚園及び保育所等における食育の推進

推進施策3 学校における食育の推進

推進施策4 地域における食育の推進

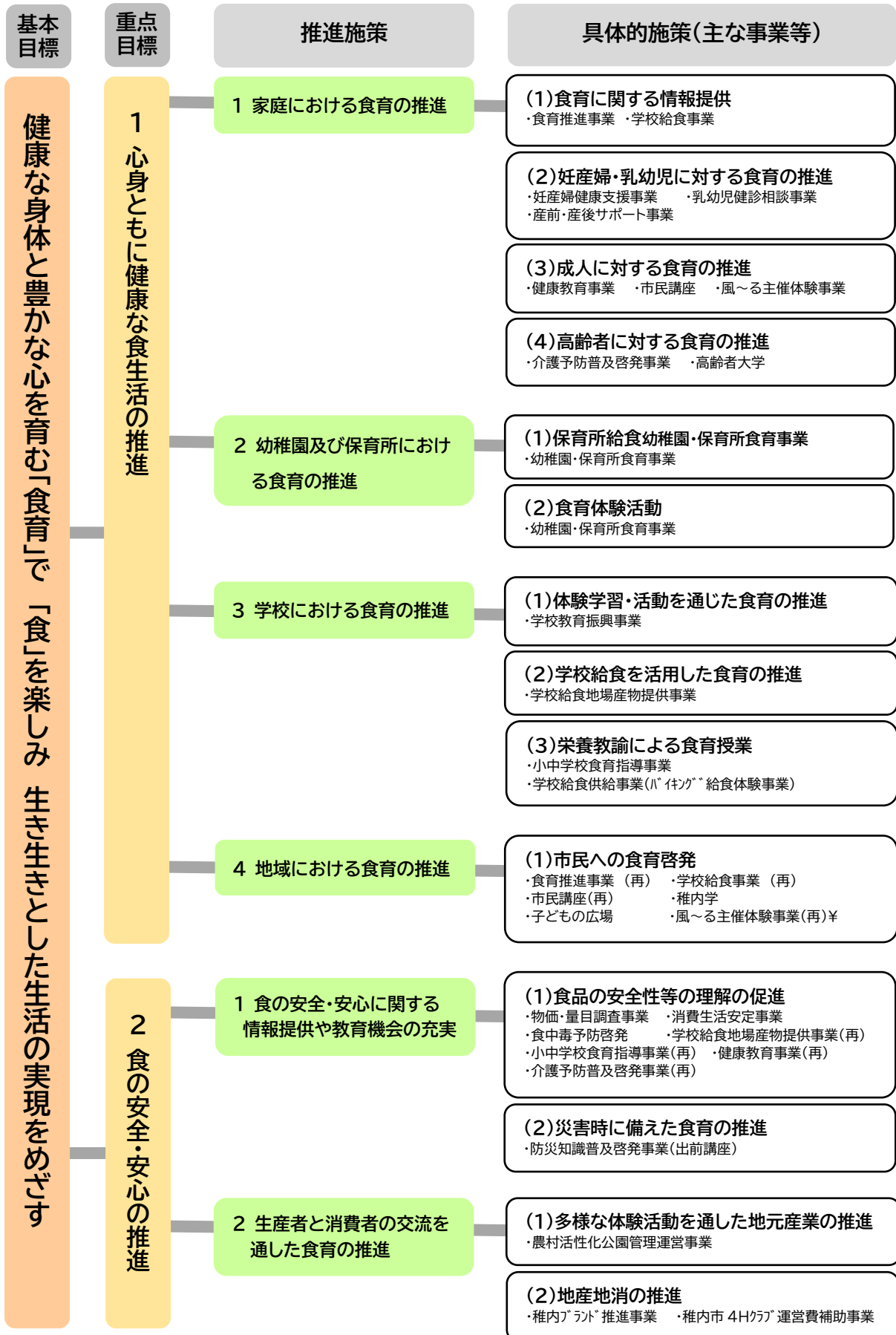
【重点目標Ⅱ】食の安全・安心の推進

食品の安全性の確保は、健康と健全な食生活の実現にあたって基本的な問題であり、生産者が食品の安全性の確保に万全を期すだけでなく、食品を消費する立場の消費者においても食品の安全に関する知識と理解を深め、自らの判断で正しく選択する力を身につけることが大切です。

生産者と消費者の交流、安全・安心な農水産物の生産に向けた生産者の取り組みなど、食に関する幅広い情報の発信を行う等、食の安全・安心に対する知識や理解を深めるため、推進施策1から2の取り組みを進めます。

推進施策1 食の安全・安心に関する情報提供や教育機会の充実
推進施策2 生産者と消費者の交流を通じた食育の推進

3 計画体系図



具体的な施策における主な事業内容について

【重点目標 I】心身ともに健康な食生活の推進

○推進施策1:家庭における食育の推進

(1)食育に関する情報提供

事業名	事業内容
食育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・6月の食育月間に合わせ、図書館や各学校等で食育関連図書コーナーの設置や、食育展示を実施。食育月間や食育の日の周知啓発に努め、改めて食育について考えてもらうきっかけづくりを行う。 ・「新しい生活様式」「新しい日常」における ICT や社会のデジタル化の進展を踏まえたインターネット等を積極的に活用した効果的な情報発信を行う。
学校給食事業	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食だよりなどを活用し、献立内容や使用食材をお知らせする他、学校、幼稚園、保育所等を通じて、保護者に食育情報をわかりやすく提供する。

(2)妊産婦・乳幼児に対する食育の推進

事業名	事業内容
妊産婦健康支援事業	
マタニティ教室〔栄養編〕	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠、出産、育児に必要な栄養について、調理実習などを通じて知識を高め、安定した妊娠生活を送ることができるよう支援する。
乳幼児健診・相談事業	
乳幼児健診・相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の健全な成長や発達を促し、健康的な食習慣の基礎を築けるよう支援する。 ・母乳または育児用のミルク等の乳汁栄養から離乳食、そして幼児食について、乳幼児の成長に合わせた献立や調理の形態を考えることができるよう支援する
産前・産後サポート事業	
もぐもぐ赤ちゃん教室	<ul style="list-style-type: none"> ・離乳食に関して、親子や参加者同士での交流、又は講話などを行い、安心して子育てができるよう支援する

(3)成人に対する食育の推進

事業名	事業内容
健康教育事業	・日常生活において適切な食生活を無理なく継続し、生活習慣病予防及び健康増進となる知識や方法を周知し普及啓発を行う。
市民講座	・趣味を楽しみ教養を高め、学びの輪が拡大することで、充実した生活を実現するための生涯学習に対する理解や関心を深めることをねらいとする。
風～る主催体験事業	・幅広い年齢層の市民に対する活動支援として調理実習等の体験活動を実施する。

(4)高齢者に対する食育の推進

事業名	事業内容
介護予防普及啓発事業	
いきいき栄養教室	・心身の健康を維持するだけでなく、活動的で生きがいのある生活の可能性が拡大するとともに、要支援、要介護状態にならずに過ごせるよう、食生活に関する知識の普及啓発を行う。
高齢者大学	・高齢者が時代の変化に対応し、自立するための知識や教養を身につけ、喜びと生きがいのある充実した人生を過ごすことをねらいとし、自らの豊かな経験と学習した知識・技能などを家庭や地域社会に生かし、社会の活性化に寄与することを期待し、高齢者大学を開設している。

○推進施策2:幼稚園及び保育所等における食育の推進

(1)保育所給食

事業名	事業内容
幼稚園・保育所食育事業	
アレルギー児指導事業	・各保育所入所面接にて確認した内容をもとに、個別対応の実施をするため、保育所内職員による共通理解のもと、所内でのトラブルがないよう連携をとり、対応児の成長につなげる。
離乳食指導事業	・入所時の月齢と家庭での離乳食の進み具合を確認し、個別の発達段階に応じた食の提供を行い、子どもの成長につなげる。

(2)食育体験活動

事業名	事業内容
幼稚園・保育所食育事業	
園内農園体験事業	・各私立幼保では各施設で農園を確保しており、各園児が農業体験を通じ食の大切さ(命をいただく)を学び、集団での共有体験で人とのかわり・優しさなどを学ぶ。

○推進施策3:学校における食育の推進

(1)体験学習・活動を通じた食育の推進

事業名	事業内容
学校教育振興事業	
産業教育推進事業	・地域の基幹産業である水産業を学ぶことを通して、自ら学び、自ら考える力など、「生きる力」を育成することを目的とし、水産業の国民的役割と誇りを育てる。
地域食育協働事業	・農業や漁業などについて、専門的スキルを有する地域の方と協働しながら、体験活動などを通して経験や知恵などを学ぶとともに、食育への理解を深める。

(2)学校給食を活用した食育の推進

事業名	事業内容
学校給食地場産物提供事業	・給食の材料として地元で生産される食材を学校給食に使用し、生きた教材として活用することで地域の食文化、食に関する産業、自然の恵みに対する児童生徒の理解を図り、食への感謝と郷土を愛する心を育む取り組みを行う。

(3)栄養教諭による食育授業

事業名	事業内容
小中学校食育指導事業	・生涯にわたって健康で生き生きした生活を送ることを目指し、児童生徒一人ひとりが望ましい食生活の基礎基本と食習慣を身につけ、自らの健康管理ができる力を身に付けさせることを目的とする。また、楽しい食事や給食活動を通じて豊かな心を育成することを目的とする。
学校給食供給事業	
バイキング給食体験事業	・健康の維持増進のために、複数の料理の中から栄養のバランスを考え、主食・主菜・副菜ごとに自ら選択して食べることを体験し、食事のマナーとして料理の取り方、併せて他人を思いやる心を学ぶことを目的とする。

○推進施策4:地域における食育の推進

(1)市民への食育啓発

事業名	事業内容
食育推進事業	〔再掲〕 推進施策1:家庭における食育の推進 (1)食育に関する情報提供
学校給食事業	
市民講座	〔再掲〕 推進施策1:家庭における食育の推進 (3)成人に対する食育の推進

稚内学	・地域の自然、産業、人、歴史などを学ぶことにより、市民一人ひとりが郷土観を確立し、地域活性化や地域づくりへの動機づけを行う。
子どもの広場	・子どもたちがものづくりや調理など様々な体験活動を通して、自ら考え行動できる力や仲間と一緒に協力する力を育むことを目的として実施する。
風～る主催体験事業	〔再掲〕 推進施策1:家庭における食育の推進 (3)成人に対する食育の推進

【重点目標Ⅱ】食の安全・安心の推進

○推進施策1:食の安全・安心に関する情報提供や教育機会の充実

(1)食品の安全性等の理解の促進

事業名	事業内容
物価・量目調査事業	市内食料販売店における野菜の産地にかかる情報提供
消費生活安定事業	参加団体等によるパネル展示や催しなどの開催
食中毒予防啓発	広報紙やホームページによる食中毒等を防ぐための周知・啓発
学校給食地場産物提供事業	〔再掲〕 推進施策3:学校における食育の推進 (2)学校給食を活用した食育の推進
小中学校食育指導事業	〔再掲〕 推進施策3:学校における食育の推進 (3)栄養教諭による食育授業
健康教育事業	〔再掲〕 推進施策1:家庭における食育の推進 (3)成人に対する食育の推進
介護予防普及啓発事業	〔再掲〕 推進施策1:家庭における食育の推進 (4)高齢者に対する食育の推進

(2)災害時に備えた食育の推進

事業名	事業内容
防災知識普及啓発事業 (出前講座事業)	・災害時に備えた備蓄等の啓発

○推進施策2:生産者と消費者の交流を通じた食育の推進

(1)多様な体験活動を通じた地元産業の推進

事業名	事業内容
農村活性化公園管理運営事業	・農作物の加工実習指導や、市民農園作業指導を行う。

(2)地産地消の推進

事業名	事業内容
稚内ブランド推進事業	・稚内の豊かな自然から生まれる豊富な水産物や農畜産物、また、これらの資源を活かして生産される優れた産品を「稚内ブランド」として認定し、広く国内外へ発信することにより、稚内産の特産品の知名度向上及び販路拡大、観光客誘致に繋げ、稚内のイメージアップを図るとともに地域経済・産業の活性化を目指す。
稚内市4Hクラブ運営費補助事業	・酪農技術向上、牛乳や乳製品のPRなどといった活動を行う稚内市4Hクラブ(農家の後継者等で構成)に対し補助する。

第4章 食育推進のための施策展開

食育は、栄養や健康、生活習慣、食の安全・安心、地産地消、食事マナーや食文化など、その対象が広範囲にわたっており、家庭、学校、地域などの様々な場面で関係者と連携を図りながら取り組みを進めていきます。また、基本目標の実現に向けて、5年間の評価を行うために、それぞれの重点目標に対して、指標と目標値(2027年度)を定めました。

【重点目標 I】心身ともに健康な食生活の推進

●推進施策1 家庭における食育の推進

食育推進の基本となる「家庭」には、多くの教育的役割が期待されています。家庭での共食は食育の原点であり、家族と一緒に囲む食卓は、食事のマナーや食文化、「食」に関する様々な知識を学ぶ場です。食育に関する情報提供のほか、各ライフステージにおける取り組みを進め、生涯にわたって切れ目なく、心身の健康の増進と豊かな人間性を育む基盤づくりを進めていきます。

= 具体的施策 =

(1)食育に関する情報提供

学校、幼稚園・保育所からの給食だよりなどを通じて、献立や使用食材のほか、「食」に関する情報を保護者等にわかりやすく提供することで、家庭における食育推進について啓発活動を行います。また、毎年6月の「食育月間」や市の広報紙やホームページを活用しながら、「食」に関する情報提供を行います。

主な事業等	内 容	所管課
食育推進事業	・食育情報宣伝活動 ・食育月間に合わせた図書館での食育関連図書コーナーの設置、食育展示、学校図書室と連携した周知・啓発。	総務・スポーツ課
学校給食事業	学校給食だよりの発行	学校給食課

(2)妊産婦、乳幼児に対する食育の推進

子どもの生涯にわたる健康づくりの基盤を確保するためには、妊娠・産後、授乳期、離乳食期、幼児食期など各ライフステージに合わせた栄養と食生活についての知識を身につけ、実践をしていくことが重要です。マタニティ教室や乳幼児健診・相談等の事業において、妊娠中の食事や離乳食等それぞれの時期に応じた適切な栄養と食生活について支援を進めていきます。また、もぐもぐ赤ちゃん教室の中で参加者の共通の課題である「食」(離乳食)に関して、親子や参加者同士との交流を行い、子育てに対する悩みや不安の軽減を図ることで、安心して離乳食がすすめられるよう取り組みを進めていきます。

主な事業等	内 容	所管課
妊産婦健康支援事業		健康づくり課
マタニティ教室(栄養編)	妊娠中及び産後における栄養摂取や体重管理など、適切な食生活について講話等	
乳幼児健診・相談事業		
乳幼児健診・相談時栄養指導	乳幼児の成長に合わせた授乳期、離乳食、幼児食について集団及び個別栄養指導	
産前・産後サポート事業		
もぐもぐ赤ちゃん教室	離乳食を通じた親子や参加者同士との交流・講話等	

(3)成人に対する食育の推進

社会的にも家庭においても活動的で多忙な時期であり、ストレスも受けやすく、生活リズムも不規則になりがちです。これらを要因とする栄養バランスがとれない食生活は、生活習慣病に深く関わっています。健診等を受けることで自分の健康状態を知り、食生活や運動等の生活習慣の改善を図ることが大切です。

次のライフステージを健康的に過ごすためにも、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した生活習慣病予防のための各種健康教室や市民講座等の中で、適切な食事や規則正しい食習慣を身に付けるなど、健康の保持増進に向けた取り組みを進めます

主な事業等	内 容	所管課
健康教育事業		
ヘルスアップ教室(栄養編)、出前講座、保健学級等	生活習慣病予防と食生活について講話・調理実習等	健康づくり課
各種健(検)診等における健康教育	健(検)診会場で実施する生活習慣病予防に関する、講話、リーフレット配布、展示等	
市民講座	料理教室を通じて、料理をつくる楽しさを伝え、食への興味を養う	文化・社会教育課
風～る主催体験事業	幅広い年齢層の市民に対する活動支援として調理実習等の体験活動を実施する。	生涯学習総合支援センター

(4)高齢者に対する食育の推進

高齢期は、退職や子どもの自立などにより生活習慣が変化する時期で、加齢により身体機能の低下が進むなど、心身ともに大きな変化が生じ健康問題も大きくなる時期です。この時期は、規則正しい食生活や食習慣を維持し、味覚の変化や食欲低下から来る低栄養にならないよう健康状態や活動の程度に合わせた健康管理が必要です。また、一人暮らしの割合も高くなることから、家族や友人、地域とのコミュニケーションの充実を図り、楽しく食事をすることを大切にしたい時期でもあります。高齢者の皆さんが、活動的で生きがいのある人生を送ることができるよう、介護予防につながる食生活や健康づくりなど、食べることの支援に向けた取り組みを行います。

主な事業等	内 容	所管課
介護予防普及啓発事業		
いきいき栄養教室、出前講座、保健学級等	介護予防(低栄養)についての講話・調理実習等	健康づくり課
高齢者大学		
ヘルスアップ、健康講座、調理実習等	体と食生活について学ぶ健康講座や軽体操の実施、調理実習による食を通じた交流の実施	生涯学習総合支援センター

●推進施策2 幼稚園及び保育所等における食育の推進

乳幼児期は、最も発達・発育が著しく、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期でもあり、子どもの成長段階に応じた食育の推進が必要になります。乳幼児がその生活時間の多くを過ごす場である幼稚園や保育所等において、家庭と連携しながら、健康的な食習慣を身に付けさせるための様々な「食」の体験や指導の充実を図ります。また、食育を通じて望ましい食習慣と豊かな人間性の育成を図るため、家庭での食育の実践に向けた啓発活動も行います。

= 具体的施策 =

(1)幼稚園及び保育所給食を活用した食育の推進

幼稚園や保育所等では、子どもの食への興味や関心を高め、自らが意欲をもって食に関わる体験を重ねることで、味覚を育て、楽しく食べる力を育むための取り組みが必要です。給食時の環境づくりや地元の食材を取り入れ、ふるさとの食材への理解を深めることなども大切です。また、節分やひなまつりなど、日本文化をはじめとする食文化にまつわる体験や行事食を通じて、食と文化に対する興味や関心を持つ機会を提供するなど、様々な機会を通じて食育推進の充実を図ります。

主な事業等	内 容	所管課
幼稚園・保育所食育事業		
アレルギー児指導事業	親への確認・指導と保育所調理従事者への食材・調理指導	こども課
離乳食指導事業	乳児の個別の発達段階に応じた離乳食指導	

(2)食育体験活動

幼稚園及び保育所・市主催事業において、農園での野菜づくりや収穫・調理体験を通じて、子どもたちの「食」への関心を高め、食べ物を大切にする心を育てる取り組みを進めます。

主な事業等	内 容	所管課
幼稚園・保育所食育事業		こども課 市内幼稚園 市内保育所
園内農園体験事業	市内の幼稚園及び保育所ごとに設置されている農園を利用し、野菜づくり、収穫・調理体験	

●推進施策3 学校における食育の推進

小中学生の時期は、心身の発育や発達とともに、個性が確立され、生活習慣が形成される大切な時期であり、食に関する基本的な習慣がつけられる重要な時期です。また、最も学びに適した時期でもありますが、就寝時間が遅くなる等の生活リズムが乱れやすくなる時期でもあるため、集団生活を通じて、食べる楽しさや大切さを体験すると共に学校と家庭との連携により、望ましい生活習慣を身につけることが重要です。

子どもの生活習慣の確立や規則正しい生活リズムを浸透させるため、本市の「子育て提言」を通じて、「早寝・早起き・朝ごはん」の取り組みを進めながら、学校の特性を活かした、「食」に関する体験学習のほか、望ましい食習慣や食に関する理解を深めるための取り組みを行います。

= 具体的施策 =

(1)体験学習・活動を通じた食育の推進

家庭科や生活科、総合的な学習の時間などを通じて、小学校では学校菜園などを利用した野菜栽培・収穫・調理などの体験活動を、中学校では地元食材をテーマにした地産地消の学習活動などを行っており、それぞれの学校の特性を活かしながら、「食」への関心と理解を深めるための教育活動を推進しています。このような体験活動などから、食への感謝の気持ちを養うとともに、本市の基幹産業についての理解を深め、食育推進に向けた取り組みを進めます。さらに、産業教育では、地元の豊かな

資源を活かし、地元漁協等の協力のもと、加工・体験学習を行います。併せて、先人達の知恵や地域の伝統を引き継ぎ、地場産業への理解を深める取り組みを、地域と一体となって進めます。

主な事業等	内 容	所管課
学校教育振興事業		学校教育課
産業教育推進事業	漁業・水産に関する産業教育の実践	
地域食育協働事業	農業や漁業などについて、専門的スキルを有する地域の方と協働した体験活動	

(2)学校給食を活用した食育の推進

学校給食は、みんなで一緒に食べることによってふれあいの場をつくり、食事の楽しさ、大切さを学ぶと共に、教育活動、社会生活に必要なことを、自らが体験・体得できる「生きた教材」として大切な役割を果たしています。

子どもたちの望ましい食習慣の形成や食に関する理解を深めるため、学校給食の献立内容の充実を図るとともに、栄養教諭を中心に栄養バランス等をテーマとした食に関する指導等を行い、食の安全・安心や地産地消などと連動した幅広い食育を推進します。また、地域の食文化、食に関する産業、生産者や自然の恵みに対する児童、生徒の理解を高め、「食」への感謝と郷土を愛する心を育む取り組みを進めます。

主な事業等	内 容	所管課
学校給食地場産物提供事業	安全安心な学校給食の提供や地元食材を利用した給食提供など	学校給食課

(3) 栄養教諭による食育授業

栄養教諭は、学校において児童生徒の栄養指導及び管理を行い、食育についての中心的な役割を果たしていくことが求められています。

子どもたちが将来にわたって健康的な生活を送ることができるよう、児童、生徒に対し、給食を教材として活用し、栄養バランスや食事のマナーなどについて継続的かつ効果的な食に関する指導を行います。また、食物アレルギー対応も重要な課題であることから、安全・安心な食事についての指導を行います。

主な事業等	内 容	所管課
小中学校食育指導事業	学校の希望に沿った栄養教諭による食育授業の実施	学校給食課
学校給食供給事業		
バイキング給食体験事業	バイキング給食を通じて、食に対する知識やマナーを身に付ける	学校給食課

●推進施策4 地域における食育の推進

家庭環境やライフスタイルの多様化などにより、家庭での共食が難しい人もおり、地域において様々な世代と共食する機会を持つことは食の楽しさを実感するだけでなく、食生活に関する基礎を伝え習得するという観点からも大切であり、地域が担う食育の役割は、ますます重要になってきています。「新しい生活様式」に対応した形で、市民の健康づくりや「食」への関心を高める機会を創出するとともに、家庭や幼稚園・保育所等、学校などと連携しながら、地域に食育を定着させる取り組みを進めていきます。

= 具体的施策 =

(1) 市民への食育啓発

健康的な食習慣を学びながら、「食」を楽しむ機会を広く市民に提供するため、広報紙、ホームページへの情報の掲載や食に関する蔵書の充実による情報提供を行うと

ともに、各種イベントなどを通じ啓発に努めます。また、市民に「食」や食文化に関する「市民講座」や「料理教室」、地域の自然、産業、歴史等を学ぶことにより郷土観を確立する「稚内学」などの学習機会の充実を図っていきます。

なお、食育推進の観点から地域食堂など地域での共食の場を提供している団体等の活動を認識し、必要な情報提供等の支援に努めていきます。

主な事業等	内 容	所管課
食育推進事業(再)	—	総務・スポーツ課
学校給食事業(再)	—	学校給食課
市民講座(再)	—	文化・社会教育課
稚内学		
「稚内の食材で料理を作ろう」	稚内の食材を使用した昔ながらの料理教室	文化・社会教育課
子どもの広場	子どもたちがものづくりや調理など様々な体験活動を通して、自ら考えて行動できる力や仲間と一緒に協力する力を育むことを目的として実施する。	生涯学習総合支援センター
風～る主催体験事業(再)	—	生涯学習総合支援センター

■重点目標 I 心身ともに健康な食生活の推進【指標】

指標の名称		2022年度 【現状値】	2027年度 【目標値】
「食育」に関心がある人の割合		67.5%	81%以上
「食育月間(毎月6月)」「食育の日(毎月 19 日)」を知っている人の割合		12.0%	50%以上
就寝時間が不規則な児童生徒の割合 ※午後 10 時以降に就寝している児童生徒の割合	小学5年生	38.0%	34%以下
	中学2年生	83.7%	75%以下
起床時間が不規則な児童生徒の割合 ※午前7時以降に起床	小学5年生	8.5%	6%以下
	中学2年生	19.5%	18%以下
食事のときにあいさつをする児童生徒の割合	小学5年生	73.8%	85%以上
	中学2年生	87.9%	97%以上
家族と一緒に食事をする人の割合 (1日1回以上)	小学5年生	80.7%	89%以上
	中学2年生	81.0%	89%以上
	市 民	75.7%	83%以上
毎日、朝食を食べる人の割合	小学5年生	82.4%	91%以上
	中学2年生	75.3%	90%以上
	市 民	71.8%	83%以上
学校給食をいつも食べ残す児童生徒の割合	小学5年生	17.0%	9%以下
	中学2年生	17.4%	9%以下
栄養バランスの取れた食事を心がける人の割合 (毎食)		16.0%	22%以上
メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防や改善のために、適切な食事または定期的な運動を継続的に実施する人の割合		23.9%	27%以上

【重点目標Ⅱ】食の安全・安心の推進

●推進施策1 食の安全・安心に関する情報提供や教育機会の充実

健全な食生活の実現のためには、食品の選び方や適切な調理、保管の方法等食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自ら食を選択していくことが重要であり、食に関する情報提供のほか、教育機会の充実を図ることが必要です。

また、災害時における食の備えの重要性についての必要な知識の普及啓発を推進し、災害時においても健全な食生活の実践ができるよう、各家庭における食料品の備蓄についての普及啓発を進めていきます。

= 具体的施策 =

(1) 食品の安全性等の理解の促進

消費者が「食の安全・安心」について興味、関心を持つことができる機会を設け、情報提供に取り組んでいくとともに、栄養教諭や各種団体からの派遣講師による小中学校の授業や各種健康教室において、栄養成分や食品添加物等について学ぶことにより、望ましい食生活についての知識を身につけ、自ら食を選択していく力を養います。

主な事業等	内 容	所管課
物価・量目調査事業	市内食料販売店における野菜の産地にかかる情報提供	生活衛生課
消費生活安定事業	参加団体等によるパネル展示や催しなどの開催	生活衛生課
食中毒予防啓発	広報紙やホームページによる食中毒等を防ぐための周知・啓発	健康づくり課
学校給食地場産物提供事業	—	学校給食課
小中学校食育指導事業	—	学校給食課
健康教育事業	—	健康づくり課
介護予防普及啓発事業	—	健康づくり課

(2)災害時に備えた食育の推進

災害時には、ライフライン(電気、ガス、水道など)の長期にわたる遮断や物流機能の停滞等により、健康・栄養状態に影響を及ぼす可能性があります。

災害時に健康・栄養状態の維持に必要な生活を確保するためには、年齢や健康状態、生活環境に合わせた食品を備蓄することや限られた食品や環境で食事をとることなど、非常時に対応できる力を身につける必要があることから、災害時に備えた防災知識の普及啓発に取り組みます。

主な事業等	内 容	所管課
防災知識普及啓発事業 (出前講座事業)	広報紙、防災マップ、出前講座等による災害時に備えた備蓄等の啓発	総務防災課

●推進施策2 生産者と消費者の交流を通じた食育の推進

食料の生産から消費に至るまでの食の循環は、多くの人たちの活動に支えられており、そのことへの感謝の気持ちや理解を深めることが大切です。

本市は、海や山に囲まれ、水産業・酪農業を基幹産業とした恵まれた環境にあり、このような地域の特性を活かした体験活動や地産地消を通して、生産者と消費者の交流促進に取り組み、消費者が農水産業等に対する知識や関心を高めるとともに、地元の安全・安心な食材の確保に努めます。

= 具体的施策 =

(1)多様な体験活動を通じた地元産業の推進

地元の食材を生産し、調理して食べるという一連の体験をしてもらうため、引き続き、消費者が身近に農業を体験できる場として市民農園の利用促進を図り、農業に対する理解を深める取り組みを進めます。

主な事業等	内 容	所管課
農村活性化公園管理運営事業	農作物の加工実習指導、市民農園農作業指導	農政課

(2)地産地消の推進

生産者と消費者の信頼関係を構築し、安全で安心な地元食材への理解と関心を高めることで、地産地消を推進します。地産地消を推進して行く上で、生産者の顔が見える安全な地場産品の生産、消費の促進を支援するとともに、学校給食や幼稚園・保育所等の給食の食材として、地元の食材を積極的に活用します。

また、消費者がこれらの地場産品を購入しやすい環境づくりに努め、さらには、本市の自然や豊富な資源を活かして生産された地場産品「稚内ブランド」の知名度向上及び販売に向けたPRと販路拡大を図るため、引き続き、広く国内外に発信していきます。

主な事業等	内 容	所管課
稚内ブランド推進事業	稚内の素材及び産品の情報発信、地元物産品の素晴らしさを再認識してもらうための取り組み、稚内ブランドの認定・推進	水産商工課
稚内市4Hクラブ運営費補助事業	酪農技術向上や牛乳、乳製品PR活動を行う稚内市4Hクラブ(農家の後継者等で構成)に対する補助	農政課

■重点目標Ⅱ 食の安全・安心の推進【指標】

指標の名称	2022年度 【現状値】	2027年度 【目標値】
食品を購入する際、栄養成分表示を参考にしている人の割合	55.9%	61%以上
農業体験をしたことがある人の割合	41.0%	45%以上
「地産地消」を実践している人の割合	42.5%	47%以上
稚内市の地場産物を知っている人の割合	62.7%	72%以上